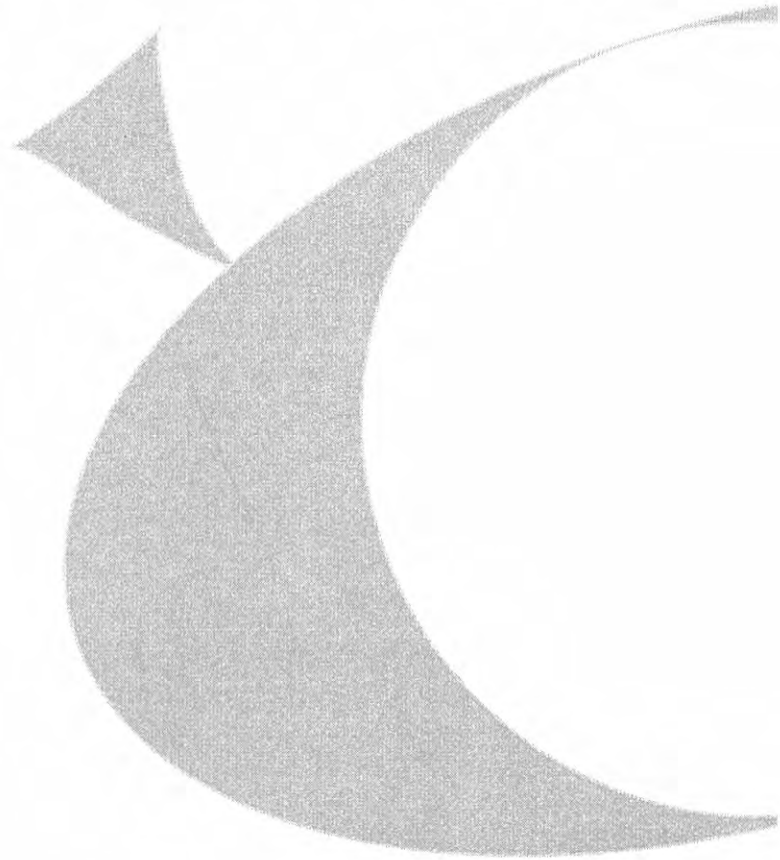


SINCE 2007

## 豊中市の財政構造に関する調査研究





# 豊中市の財政構造に関する調査研究

豊中市政策企画部 とよなか都市創造研究所  
研究員 熊本伸介



## 目次

第1章	はじめに	1
1-1	本研究の背景・目的	1
1-2	人口減少と高齢化が自治体行財政に及ぼす影響について	1
1-3	公共施設を取り上げる理由	3
1-4	特別会計繰出金と扶助費を取り上げる理由	4
1-5	研究の方向性	6
第2章	豊中市の財政構造	8
2-1	豊中市財政の特徴	8
2-2	豊中市の財政構造改革の取り組み	17
2-3	豊中市の財政構造改革の成果	23
第3章	人口の構成が市税収入に与える影響について	27
3-1	はじめに	27
3-2	個人市民税推計方法	27
3-3	シミュレーションの結果	30
第4章	人口の構成が歳出に与える影響について	32
4-1	はじめに	32
4-2	推計方法	33
4-3	児童福祉費と老人医療費の推計	34
4-4	生活保護費の推計	36
4-5	繰出金の推計	37
4-6	本章のまとめ	40
第5章	豊中市の公共施設の大規模改修と更新の費用の推計について	41
5-1	公共施設の保有状況	41
5-2	公共施設と財政上の課題	43
5-3	豊中市の公共施設の更新費と大規模改修費の推計方法	44

5-4 シミュレーションの結果	47
5-5 試算した公共施設を更新した場合の財政への影響	49
5-6 本章のまとめ	53
第6章 おわりに	
6-1 市税収入と扶助費の問題	55
6-2 公共施設の問題	55
6-3 積み残された課題	57
謝辞	58
参考文献	59

## 1.はじめに

### 1-1.本研究の背景・目的

昨今、日本の人口減少と少子高齢化の問題、また公共施設等の老朽化の問題が議論されているが、本研究では、これらの問題が豊中市の財政にどの程度影響するかを考えるため、一定の前提を設定したシミュレーションを行う。

具体的には、地方財政の支出のなかで、人口構造の変化に連動する支出項目を特定した上で、一定の前提の下、少子高齢化の影響によって変化が起これらと思われる将来の収入額と支出額を推計し、将来の豊中市の財政の姿を検討する。人口構造の変化によって影響を受ける具体的な収入項目については個人市民税、支出項目としては介護保険等の高齢者に係る特別会計の繰出金、生活保護費に代表される扶助費、今後大規模改修と更新で多額の支出が見込まれる公共施設に係る支出である。

地方財政対策において、計算される足元の財源不足の金額を見るだけではなく、構造的な税収水準や、人口構造の変化による財政面でのインパクトを可能な限り正確に反映した定量的なシミュレーションに基づき、今後の財政運営のあり方の検討材料を提供することが本研究の目的である。

### 1-2.人口減少と高齢化が自治体行財政に及ぼす影響について

2008年を境に日本は人口減少社会に入った。2010年には外国人を除く日本人が純減になったことが報告されている(総務省 2011)。日本の総人口は、2005年と比較して2030年までに10%、2055年までに30%減少すると指摘されている(国立社会保障・人口問題研究所 2012)。

人口減少は地方税収に影響を与える。人口が減ることで、地方交付税収入が縮減されることや経済活動が縮小することはもちろん、特に住民の所得に直接課税する個人市民税収入は、住民の数、すなわち人口の変化に影響されやすい。また、現役世代が仕事を退職し、年金のみで生計を立てた場合、その家計からの個人市民税は減少する。

人口減少に伴う歳入の減少に合わせて歳出も減少すれば自治体経営として問題ないのだが、そうならない場合、自治体の負担がこれまで以上に上昇する。歳出は人口減少によらない固定費用が多いため、歳出の削減が難しく、何らかの取り組みを行う必要がある。

#### 1-2-1.高齢化の問題

これからの歳入と歳出について、高齢者から得られる個人市民税と彼らに対する福祉サービスにかかる支出を考えなければならない。歳入についての分析をする際、年金制度の見直しを考慮に入れる必要がある。「社会保障と税の一体改革」の一環として、公的年金の

物価スライドの適用について、2012年度から特例の見直しが行われた。この特例とは、本来、消費者物価がマイナスになったときに、それにスライドさせて年金支給額（定額部分）を削減することになっているのに、特例としてその削減を据え置いている部分のことである。

2012年度から2015年までの3年間にわたって、2.5%の特例部分が削減された。2012年4月分が-0.3%引き下げられ、2012年10月分がさらに-0.6%引き下げられ、月に1,600円程度の削減に相当する。これに加えて、2013年から年金の報酬比例部分についても、支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に後ずらししていく問題もある。すでに決まっている予定では、2013年から2025年までの期間にわたって、それまで60歳で支給されていた報酬比例部分の受け取りが、まず61歳に遅らされ、3年おきに62歳、63歳へと後ずらしされる。2025年以降は、男性の場合、65歳にならないと公的年金の報酬比例部分を受け取れなくなる（女性の場合は2030年から65歳）。

このように、年金制度等の改革が行われている。高齢者人口の比率が高まる中で、彼らが支払う住民税収入が減少し、彼らにかかる福祉サービスの支出も増え続けることが考えられるため、この2つの視点を持って財政試算を行うことが今後の自治体経営に欠かすことができない。

### 1-2-2.人口減少の問題

人口の減少は、自治体の経営に大きな影響を及ぼす。まず、豊中市の歳入のうち、約半分を占める地方税収に大きな影響を及ぼす。この地方税の大半を支払うのが、生産年齢人口である。今後、総人口の減少割合よりも生産年齢人口の減少割合のほうが大きいと見込まれるため、地方税収についてはより深刻になることが懸念される。

人口減少による国内経済の縮小によって税収が減少すると同時に、社会保障費の増大によって、インフラ整備に回る財政資金は、今後ますます先細りすることが予想される。高度成長期やバブル経済期に建てたインフラは確実に経年劣化していく。現在、維持管理・更新費は、インフラの物理的状況によらず時々の経済状況によっているため、インフラの更新とその費用との間に明確な関係はない。人工物であるインフラは劣化しいつか朽ちるものである。インフラが物理的に劣化したときに、利用者に被害が生じる可能性がある。

老朽化し、利用の危険性が増したインフラを撤去できれば問題は顕在化しないが、供用廃止されたインフラは予算不足のため撤去されないこともある。自治体の所有する公共施設等の多くが1960年代~1970年代の高度成長期の時期に整備された。今後こうした公共施設等が老朽化の時期を迎え、一斉に更新(大規模改修や建替え、架け替え)することが必要となる。国土交通省の調査によると、築後50年以上経過している橋長2m以上の橋は、2012



年度では全体(約 70 万橋)の約 16%であるが、2022 年度では約 40%、2032 年度では約 65%に増加するなど、今後急速に老朽化が進むと指摘されている<sup>1</sup>。公共施設の建物躯体については、品質が十分に確保されている場合はある一定の年数が経過していても対応可能だが、品質が確保されていない建築物については、橋梁の崩落や道路の陥没、建物の崩落などの問題が起こる可能性が高まり、利用者に身体的な被害を及ぼす可能性も高まる。もちろん、十分な維持補修費や更新費用が確保できていれば問題ないが、少子高齢化の影響によって、税収が落ち込み、福祉費が増大する中でその費用を捻出することは難しくなるだろう。

このように、少子高齢化が進むことで様々な問題が発生することが見込まれ、自治体経営に大きな影響を与えることが予想できる。今後の見通しを立てるためにも予測を立てることが重要である。

### 1-3.公共施設を取り上げる理由

近年、公共施設・社会的インフラの老朽化の問題に対する関心が非常に高まっている。本研究においてもこの問題を取り上げるが、まずここで公共施設をめぐる問題を整理したい。日本の公共施設が整備されてきたのが、1960～1970 年代の高度成長期と、1990 年代のバブル崩壊後の景気対策として公共施設の整備が進んだ時期である。公共施設の耐久年数の目安が 50～60 年といわれているが、高度成長期に形成された公共施設は、耐用年数を勘案すれば、2020 年前後から更新期を迎えると考えられる。このことは、自治体に大きな財政需要を発生させることになる。

近年の自治体の支出を見ると、バブル崩壊後、土木費等公的資本の形成が進んだ時期があったが、次第に支出の構造は、土木費等のハード型から民生費等のソフト型へと姿を変えてきている。公的資本形成の動きは、高度成長期に人口が拡大したことと比例して伸びていったが、今や人口減少が始まり、高齢者人口の比率も高まってきている。人口が減り、高齢化が進んでいる地域においては、高度成長期に建てられた公共施設が過大なものになっている可能性が高く、またその中身も現在の人口構成の需要にそぐわないものになっている可能性もある。つまり、過去に形成された公共施設の縮小や、少子高齢化に対応した質的な転換を行わなければ、公共施設維持のための費用がかさみ、そのまじ全体の質が下がる可能性もある。

総務省自治財政局財務調査課が平成 24 年度に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」における全国の公共施設等の整備状況、現況における老朽化の状況、そして将来必要になる更新費用の試算結果によると、公共施設等

---

<sup>1</sup><http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

について、耐用年数まで 10 年未満の施設及びすでに耐用年数を超過している施設の保有施設全体における割合が調査されており、その結果によると、公共施設では 4 割、橋りょうでは 1 割、上水道管では 3 割、下水道管は 1 割がすでに老朽化している状況にある<sup>2</sup>。

また、今後の公共施設及びインフラの更新費用の見込み額と、その現在の既存更新額等に対する割合をみると、将来的にインフラを含む公共施設の更新には、1 年間に人口 1 人 6.4 万円が必要となる結果となった。この金額は現在の更新額の 2.6 倍、新設も含めた投資額の約 1.1 倍にあたる。

調査対象が 111 団体と限定されてはいるが、この調査から公共施設等の老朽化が進んでいることがわかり、これらに係る更新費用額も現在の更新額を上回ることがわかる。全国的に少子高齢化の時代を迎え、自治体が継続して公共サービスを提供していくには、保有する施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させて管理・活用する考え方を導入する必要がある。

更新時期を迎えるなか、以下のような社会的背景によって公共施設等の維持補修にどれくらいかかるのかを把握することの重要性が増している。第一に、国、地方ともに財政状況がひっ迫している点である。今後も限られた歳入の中で公共施設等の更新に対応しなければならない。第二に人口減少、少子高齢化である。団塊ジュニアに合わせて増設した小中学校などは、全国的に余剰施設になっており、今後も管理し続けるのであれば活用方法なども考える必要がある。本研究では、豊中市がどれほどの市有施設を所有し、それらを更新するのにどの程度の費用が掛かり、大規模改修や更新の費用を捻出できるのかについて検討を行う。

#### 1-4. 特別会計繰出金と扶助費を取り上げる理由

人類史上、これまで経験したことのない未曾有の超高齢化・人口減少社会を迎えつつある日本はこれから大きな社会的困難に立ち向かわなければならない。例えば、現行の年金制度が採用する賦課方式は、現役世代が高齢者を扶養する方式である。高齢者 1 人を何人の現役で扶養するかが、賦課方式を前提とする年金制度の維持にとって重要なものとなる。この比率は 1970 年代は現役世代 10 人で 1 人の高齢者を支え、1994 年では 5 人で 1 人、2008 年では 3 人で 1 人と推移してきたが、国立社会保障・人口問題研究所（2012）の試算によると、団塊の世代が最初に後期高齢期を迎える 2022 年には約 2 人で 1 人、2040 年には約 1.5 人で 1 人、2050 年には約 1.3 人で 1 人を支えるところまで悪化する見込みである<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup>[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000153119.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000153119.pdf)

<sup>3</sup>豊中市の人口推計（とよなか都市創造研究所（2014）「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ」の中位推計）をみると、平成 22 年で 3 人で 1 人、平

現在の合計特殊出生率と平均寿命の伸びを前提に考えると、2050年には、人口減少と高齢化によって一人当たりの実質 GDP が 2 割落ち込み、75 歳以上が 4 人に 1 人、65 歳以上が 5 人に 2 人、人口は 9,700 万人となる見込みである。2025 年には団塊の世代が 75 歳以上を迎え、社会保障サービスのコストが急増し、その後も、団塊ジュニアが 75 歳以上となる 2050 年まで、継続的にコストが増加することが見込まれる。

前述したように、2050 年には、75 歳以上が 4 人に 1 人、65 歳以上が 5 人に 2 人、人口としては中位推計で 65 歳以上が 3,768 万人、75 歳以上が 2,385 万人になることが見込まれている。これだけの数の高齢者を減少する現役世代で支えなければいけないので、介護がより重要な問題になってくる。厚生労働省は多大な補助金を必要とする施設介護から在宅介護へと方針を転換しているが、在宅介護に切り替えたとしても高齢者の数は増え続けるため、高齢者に係る介護コストは膨らみ続ける。実際に厚生労働省が発表した 2025 年までに介護に係る負担額の将来推計を見ると、保険料負担額も公費負担額も倍増しており、2012 年の 8.4 兆円から 19.8 兆円（充実と重点化・効率化による、現状投影シナリオを上回る改革シナリオの数字）へと増加する見込みとなっている<sup>4</sup>。

#### 1-4-1.特別会計と繰出金の問題

介護保険事業の収入については、少子化の影響により、加入者が減少し続けるので、第 1 号被保険者（収入によって応能負担）と第 2 号被保険者である現役世代の保険料（企業や公費で半分負担）を上げる必要が出てくる<sup>5</sup>。また、小笠原・渡辺（2012）によると、2050 年、65 歳以上の要支援要介護認定者は、約 900 万人と試算され、この数は 2014 年の認定者（約 600 万人）の 1.5 倍程度の増加である<sup>6</sup>。つまり、負担者が減りその分を埋めるために保険料を値上げしなければならず、同時に介護保険の認定者は増え続ける問題が現出する。現状でも被保険者が支払う介護保険料だけで介護保険を運営しているのではなく、自治体が介護保険に繰出金を支出している。この自治体が持ち出しする繰出金が増え、財政

---

成 32 年で 5 人で 2 人、平成 42 年で 2 人で 1 人、平成 52 年で 3 人で 2 人の高齢者を支える状態になる。

<sup>4</sup>この前提には、年率 2.04%の賃金上昇率につながる年率 1.88%の名目経済成長率の成長と年率 1.24%の物価上昇率がある。

詳細は、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/stutyukento/dai10/siryoul-1.pdf>  
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hakabunya/shakaihoshou/dl/shouraisuiki.pdf>

<sup>5</sup>介護保険制度がスタートした 2000 年度には 3.6 兆円であった介護保険の総費用が 2010 年度の予算では 7.9 兆円と倍増したことから、2011 年の「税と社会保障の一体改革」のなかで、負担対象者の拡大が必要と判断し、検討に入っていると報じられている

（<http://www.hokende.com/news/news/NLSte7Gs7>）。

<sup>6</sup>小笠原泰、渡辺智之（2012）『2050 年老人大国の現実』東洋経済新報社、133 ページ

を圧迫することも懸念される。その他の特別会計においても、少子高齢化の問題が影響を与えよう。

なお、本研究では、第 5 章の公共施設等の分析においては、公共施設のみを扱い、来年度に道路等のインフラを含めた分析を行う。

#### 1-4-2. 扶助費の問題

平成 24 年に受給者が 200 万人を超えたといわれている生活保護は、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障するとともに、自立を助長すること、すなわち生活困窮者が社会に復帰し、就業して自活することを最終目的としている。しかし、東日本大震災前の平成 23 年 1 月の生活保護の被保護世帯を世帯類型別にみると、高齢者(男性 65 歳以上、女性 60 歳以上)世帯が 42.4%、障害者世帯が 11.2%、傷病者世帯が 21.8%、母子世帯及び父子世帯が 7.8%、その他の生活困窮世帯が 16.7%となっている<sup>7</sup>。1980 年度の高齢者世帯の占める割合が 30.2%から年々上昇している。

高齢化が進むことで、75 歳以上の後期高齢者が急増し、今後、生活保護を受ける高齢者の数が増加するため、生活保護もそれに合わせて肥大化すると考えられる。生活保護受給者は住宅扶助費が支給され、医療費と介護保険料も免除され、自己負担もないため、生活保護受給者が増えることで自治体の財政が圧迫されると考えられる。高齢者に対して就労を促しても雇用環境は厳しく、この経費を削減することは困難であろう。また、扶助費のなかの子どもに対する支出は減ることが考えられるが、高齢者にかかる支出は反対に増えることが懸念されよう。

このように、現状の制度を前提とする限り、社会の急速な超高齢化は、国民が安心して生涯生活を送るうえで重要な社会保障制度や生活保護制度にも負の影響を与えることが懸念される。これらの費用がどの程度自治体の経営を圧迫するかを見通すことは今後の自治体経営において重要なことであり、本研究でその試算を行う。

#### 1-5. 研究の方向性

公共施設の総量の削減や長寿命化の施策を推進するにあたっては、抽象的な理論ではなく、コストの現状や将来見通等に関する実証的なデータをもとに考えていく必要がある。例えば神奈川県藤沢市の「藤沢市公共施設マネジメント白書」では、公共施設について、コスト情報とストック情報の両面から分析を行っている。コスト情報については、行政コ

---

<sup>7</sup>厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護の動向（速報）平成 23 年 3 月分」

スト計算書等を活用して、建物全体及びそこで使われている行政サービス（人件費・事業費など）が全体でいくらかかっているかを把握し、ストック情報については、土地・建物の老朽化状況などの物理的な状況に加え、その建物がどのように利用・運営されているか利用実態、運営実態も合わせて、公共施設や行政サービスを把握することで、事務事業の問題点や課題を浮き彫りにしている。

神奈川県秦野市の「秦野市公共施設白書」においては、今後 40 年間で大規模改修と更新費用に約 750 億円がかかると試算し、この点と合わせて、今後高齢化と人口減少が進み、生産年齢人口も減る見込み（対 2013 年比、-1 万人）を示している。このように、大規模改修・更新費用の財政需要と納税者に相当する生産年齢人口の減少を突き合わせて、これからの公共施設のあり方について議論をしている。

本研究においても、藤沢市や秦野市のように、抽象的な理論ではなく、具体的な将来の見通しを示しながら研究を進めていく。そこで求められるのが、税収の適切な見通しと財政需要を正確に把握することである。

もちろん、地方財政の場合、国の制度変更によって地方税収は大きく左右されるが、自治体の将来にわたる税収に密接に関連するものは当該自治体の将来にわたる生産年齢人口の見通しである。市町村税においては、固定資産税に次いで、個人・法人の所得等に課税される市町村民税が大きな割合を占めており、自治体の税収入は当該団体の納税者の増減に大きく左右されることがわかる。

また、各自治体は、公共施設の改修・更新の方針に基づき、その経費の「ヤマ」を迎える時期と規模について把握することが必要である。自治体ごとにそのヤマは異なり、それに備えた財源の確保が必要になる。基本的には基金の積み立て、施設の長寿命化による支出のヤマの繰り延べ、更新時期の平準化、総量の縮減等が考えられるが、どの方策をとるのがいいのか議論を進めるためにもその支出がどの程度で、その期間がどれくらいになるのかを把握することも行う。

## 2.豊中市の財政構造

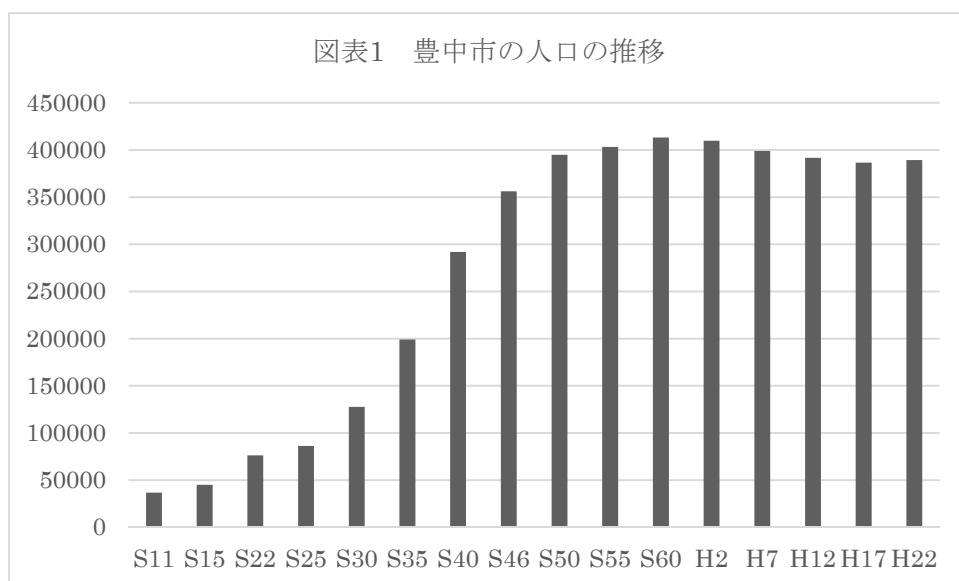
豊中市は平成 11 年に財政非常事態宣言を発表し、財政の立て直しを進めてきた。まず、豊中市の財政について概観し、財政の立て直しがどのようなものだったのか、その改革によって財政構造はどのように変化したのか、その効果はどれほどあったのかについて本章でみていく。

### 2-1.豊中市財政の特徴

#### 2-1-1.豊中市の人口（図表 1）

国勢調査人口の推移をみると、現在の市域になった昭和 30 年（庄内町と合併）の 127,678 人から昭和 35 年 199,065 人、昭和 40 年 291,936 人、昭和 45 年 368,498 人と日本の高度経済成長期の 15 年間で人口が約 3 倍増加し、安定成長期以降期間の昭和 45～50 年には年平均増加数は高度経済成長期の約 1 万 6 千人から約 6 千人に縮小した。安定成長期に入ると、人口増加のテンポは鈍化し、昭和 50～55 年には 958 人縮小し、昭和 55～60 年には拡大に転じたが、2,008 人の増加にとどまった。人口のピークはバブルが始まった昭和 62 年の 417,182 人（国勢調査に基づく 1 月 1 日現在の推計人口）であり、以後平成 17 年の 386,623 人まで減少を続けた。

平成 18 年以降、人口は微増に転じ、平成 22 年 389,341 人となった。住民基本台帳登録人口の増減を見ると、平成 19～平成 23 年に自然増加数（出生数マイナス死亡数）は 534 人から 271 人へ減少している。社会増減（転入数マイナス転出数）は平成 19 年 868 人の減、平成 20 年 967 人の増、平成 21 年の 430 人の減と変動的であったが、平成 22 年の 5 人の減、平成 23 年の 579 人の増と転入超過へ転換する兆しがみられる。



出典：とよなか都市創造研究所（2013）「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅰ」4ページをもとに筆者作成

### 2-1-2.豊中市の所得水準

豊中市の個人所得水準は高く、全国平均や大阪府平均を上回っている。バブル景気のピークである平成2年度には177.2万円で、大阪府内では2番目に高かった。バブル経済崩壊後の平成7年度には185.4万円に増加したが、全国や大阪府内の自治体との格差指数は低下し、府内では第3位に順位を下げた。

その後、経済の長期停滞、労働法制の規制緩和による非正規労働者の増加などにより、個人所得は減少傾向を示し、平成17年度には167.0万円となった。大阪府内の市町村平均の対全国格差指数は平成7年度の104.3から平成12年度には101.2、平成17年度97.2と急速に低下し、大阪圏の地盤沈下が個人所得水準の面にも現れている。しかし、平成7年～17年の豊中市の対府格差指数をみると、117.2から122.0へ上昇しており、大阪府内において富裕な自治体といえる<sup>8</sup>。

豊中市は平均的には府内で3番目に高い個人所得水準を示している一方で、多くの生活保護資格世帯が存在する。平成22年度の生活保護受給世帯は6,253世帯、受給者は8,889名、保護率は22.9%である。豊中市の保護率は平成4年以降、全国平均および大阪府平均を常に上回って推移している<sup>9</sup>。比較的所得水準が高い中間層と生活弱者が市内に併存している点に豊中市の特徴がある。

<sup>8</sup>地方税収を生産年齢人口で割ることで算出。

<sup>9</sup><http://area-info.jpn.org/SehoPerPop.html>

### 2-1-3.豊中市の財政力

豊中市の財政力指数は、平成9年度と10年度は1.05で、1.0を上回っており、普通交付税の不交付団体であった。その後、山一証券などの破たんに伴う不況により、税収が落ち込み、平成11年度の財政力指数は0.99と1.0を下回り、交付団体となった（図表2）。

交付団体化したといえ、他の中核市よりも財政力指数が高いのが豊中市の特徴といえる。その理由についてみていくと、第一に人口一人当たり（平成24年度末住民基本台帳登録人口）では、基準財政収入額が122,883円で、中核市平均（115,224円）を上回り、税収水準の高さを示している。第二に、一人当たりの基準財政需要額は134,612円で、中核市平均（154,280円）よりも低い水準となっている。中核市では、都道府県からの事務移譲に伴う財政支出の増加に対する財源措置は、税源移譲ではなく、基準財政需要額への上乗せである。豊中市の一人当たりの基準財政需要額が少ないのは、中核市への移行前という条件だけでなく、行政効率が高いことの反映である。平成22年10月現在の人口密度は1k㎡当たり、10,702人で、中核市平均の880人を上回る。中核市の1都市平均の行政面積は467.67k㎡で、豊中市（36.38k㎡）よりも12.9倍もあり、豊中市の一人当たりの行政コストは他の中核市よりも低くなっている。

財政の硬直度を示す経常収支比率については、100%を超えていた時期があった。平成13年度以降、通常収支分について地方交付税の法定5税では不足する原資を補ってきた交付税等特別会計の借入（いわゆる「隠れ地方債」）を停止し、国の一般会計の加算と地方の臨時財政対策債に切り替えた。地方債は原則として建設地方債しか認められないが、臨時財政対策債は減収補てん債（特例分）とともに例外的な「赤字地方債」である。この2つの赤字地方債の元利償還金は、基準財政需要額の「公債費」に算入される。総務省は臨時財政対策債を「広義の地方交付税」とみなし、減収補てん債（特例分）とともに、経常収支比率の算定に当たって分母の経常一般財源等に加算している。これが平成19～21年度に100%を超え、平成22年に96.6%に低下した。低下したとはいえ、いまだ高い水準であることには変わらない。

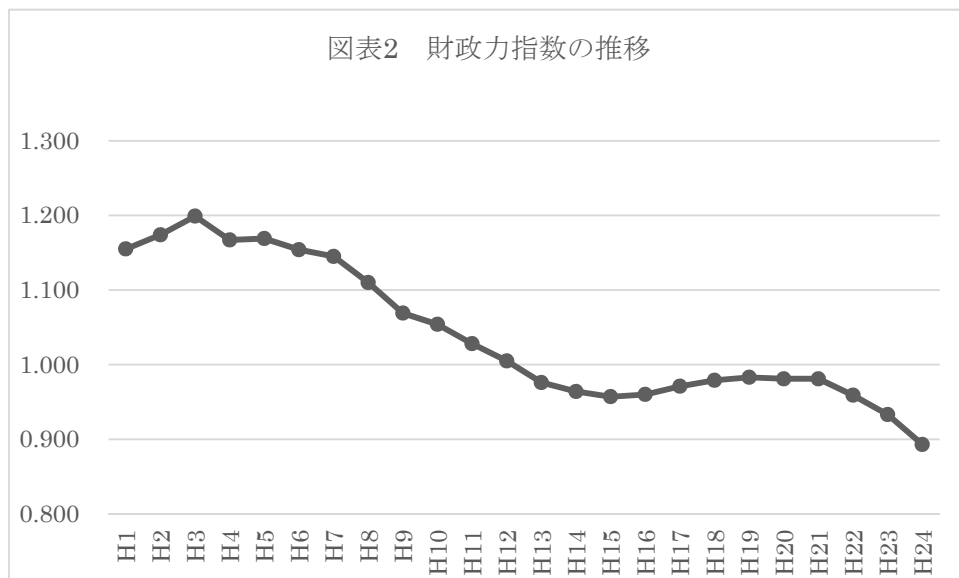
財政力指数が高いということは、基準財政需要額に算入されない地方税25%分の留保財源の一人当たりの金額が大きく、国が定めた標準的行政を超える自主的行政の財源的基盤が強いことを示している。狭い行政区域の中で、市立図書館を9館設置するなど、生活インフラの整備水準が高いのはその現れといえよう。一方で、経常収支比率が高いということは単独事業や地方負担の割合が高い国や府の補助事業について、新規の事業を行う余地が乏しいことを示しており、新規の事業を行う場合スクラップ・アンド・ビルドの手法に大きく依存せざるを得ない状況になっていることを意味する。

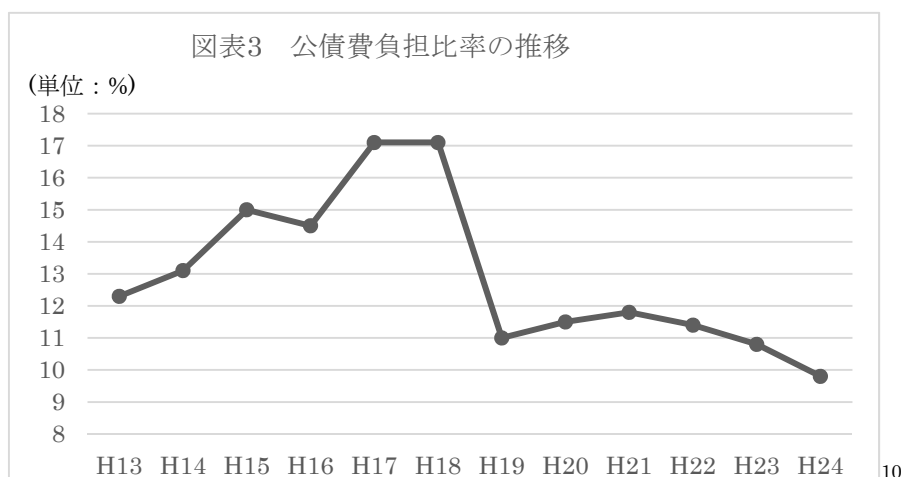
経常収支比率が高く、財政が硬直化しているのが豊中市の財政の特徴であるといえるが、



公債費負担が特別重いわけではない（図表 3）。一般財源等に対する公債費の比率を示す公債費負担比率は平成 12 年度の 12.3%から平成 22 年度の 17.0%へと上昇しているが（18%を超えると、大阪府と起債の協議をしなければならず、20%を超えると許可が必要になる）、中核市平均（平成 24 年度：16.8%）とほぼ同率である。

経常収支比率が高いと、一般財源が急減したときに、歳出を縮小することが困難になり、実質収支が赤字化する危険性が高くなる。実際に平成 10 年度には赤字を示している。平成 17 年度以降、実質収支は黒字を示しているが、実質収支を標準財政規模で除して得られる実質収支比率は平成 21 年度まで 1%に満たなかった。平成 22 年度には 1.1%に高まったが（平成 24 年度：2.3%）、中核市平均（3.4%）よりも低い。





#### 2-1-4.義務的経費の構成

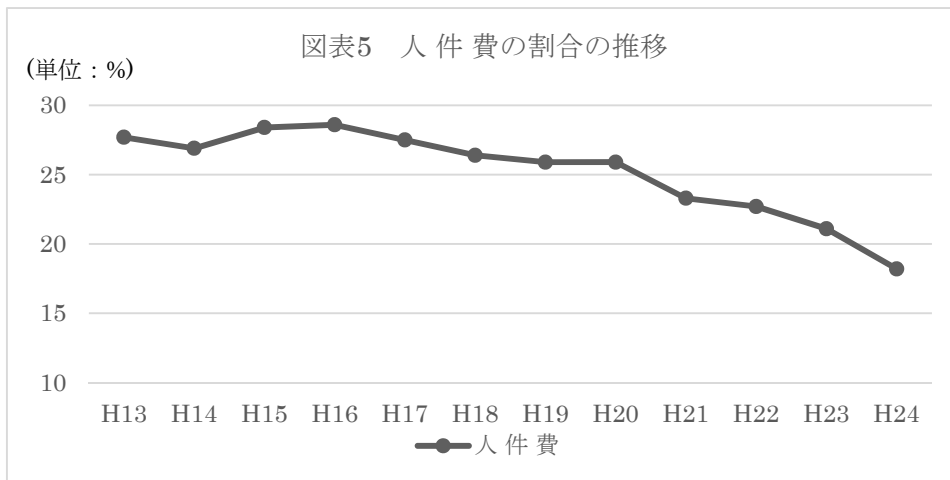
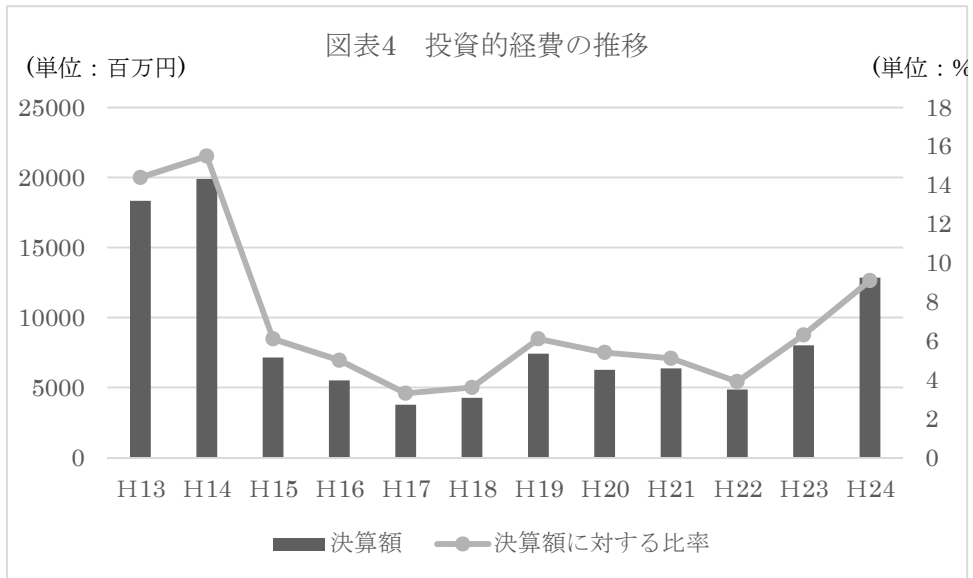
普通会計ベースの歳出総額は平成 13 年度の 1,266 億円、平成 17 年度 1,128 億円、平成 22 年度 1,234 億円と推移しており、抑制的な財政運営が行われてきた。平成 22 年度の人口 1 人当たりの歳出総額は中核市平均の 86.9%になっている。

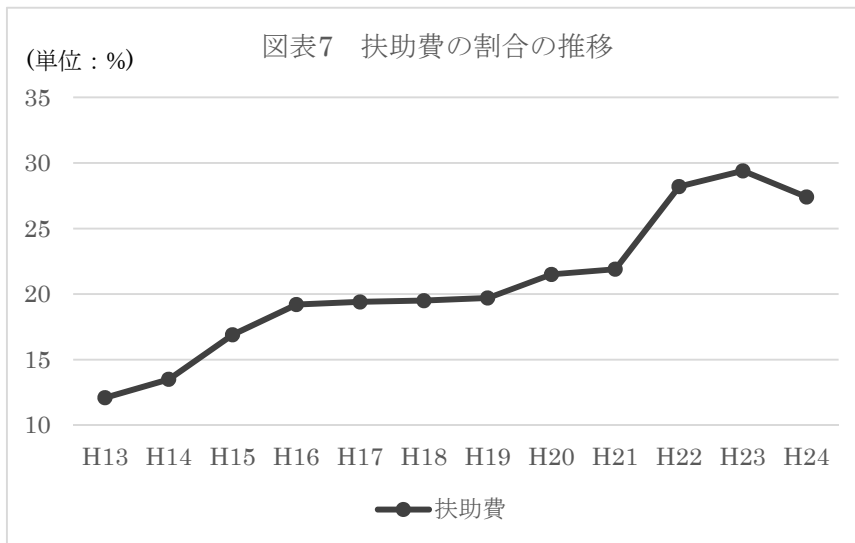
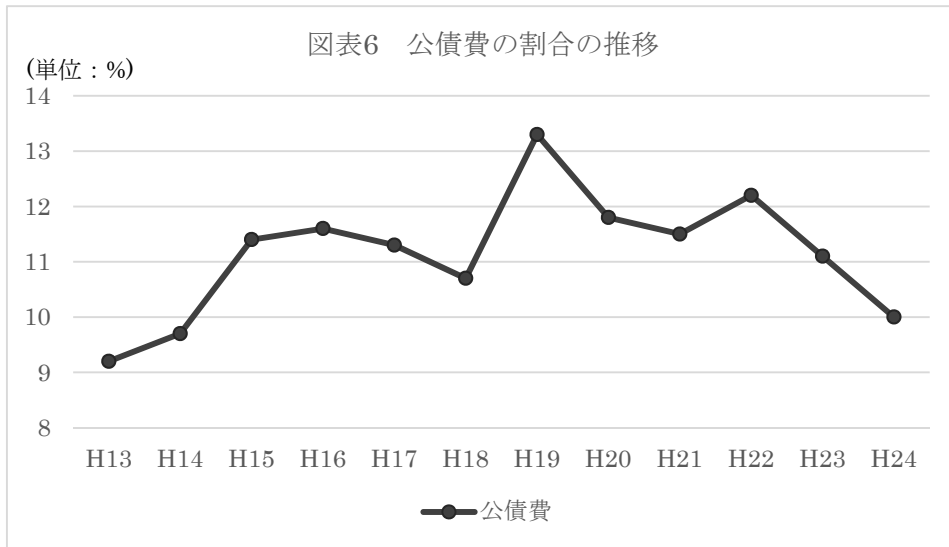
平成 13 年度における性質別歳出構成を 3 区分で見ると、義務的経費が 49.3%で約半分となり、投資的経費が 14.6%、その他の経費が 36.1%となっていた。その後、投資的経費の構成比は 3~6%で急減し、ハードからソフトへの歳出構造になっている(図表 4)。一方、構成比を高めたのは義務的経費であり、平成 17 年~平成 22 年には 57~59%に上昇しており、平成 22 年度には 63.1%に高まった。義務的経費のうち、人件費の比率は平成 13 年度の 28.7%から平成 17 年度の 27.5%へおおむね横ばいで推移した後、平成 22 年度の 22.7%まで低下している(図表 5)。公債費の比率は、平成 13 年度の 8.9%から平成 17 年度の 11.4%へ上昇したが、平成 18 年度以降はおおむね横ばいで推移した(図表 6)。つまり、義務的経費の構成比を大きく高めたのは、生活保護費や児童手当・子ども手当のような家計への福祉的給付と法人保育所のような民間福祉施設への運営補助からなる扶助費である。扶助費の比率は平成 13 年度の 11.7%から平成 17 年度には 19%を超え、平成 22 年度には 28.2%まで高まり、人件費の比率を超えた(図表 7)。その他の経費の構成比は、積極的な基金の積み立てが行われた平成 17 年度と平成 18 年度、補助費等が一時的に急増した平成 21 年度には 38~40%に高まったが、その他の年度は 33~35%にとどまっている(図表 8)。

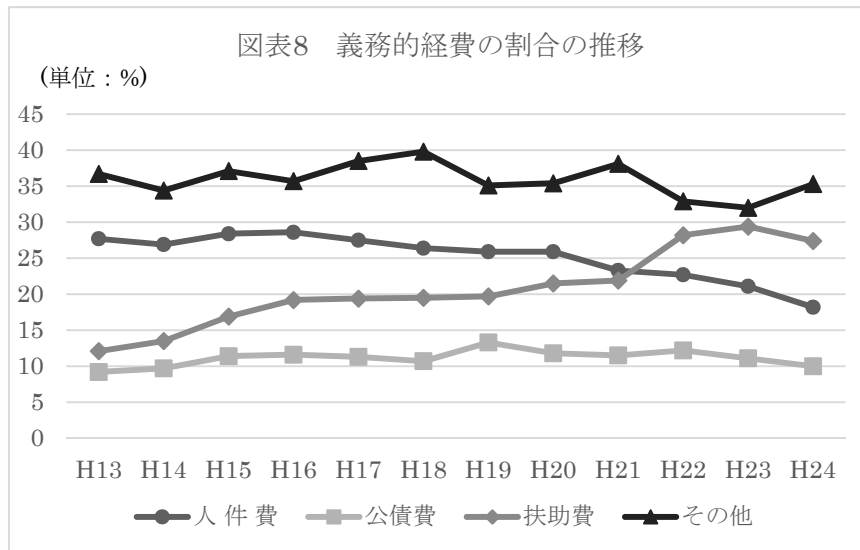
平成 22 年度の性質別歳出構成を中核市と比較すると、投資的経費の構成比は 9.4 ポイント下回っており、豊中市の財政構造はソフト型という特質を示している。義務的経費の構成比は 10.1 ポイント上回っており、人件費の比率で 5.0 ポイント、扶助費の比率で 4.2 ポ

<sup>10</sup>平成 13 年~16 年度まで公債費比率、平成 17 年から指標が新しくなったため実質公債費比率を使った。

イント高い。人口一人当たりの歳出額を中核市平均を 100 とした指数でみると。人件費 114.6、扶助費 102.4 となっており、人件費の格差が大きい。







### 2-1-5.目的別歳出の状況

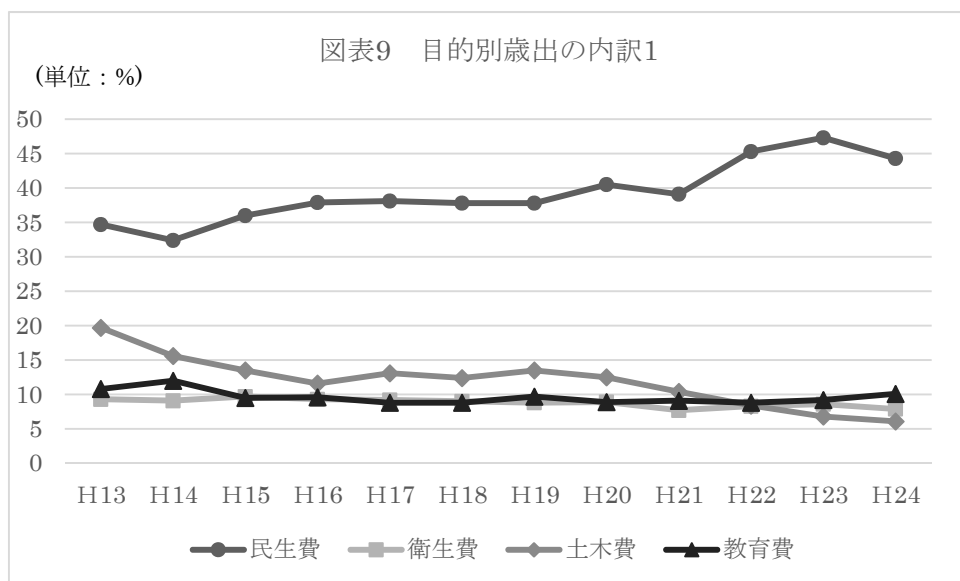
豊中市の平成13年度の目的別歳出構成では、民生費が31.7%と最も高く、土木費が18.2%でこれに次ぎ、総務費(14.8%)、教育費(10.7%)の順となっていた。その後平成17年度までに民生費の構成比が38.1%に上昇した。民生費のうちでは、社会福祉費、児童福祉費、生活保護の比率が上昇した。衛生費の比率も平成13年度の5.0%から平成17年度の9.2%へ上昇した。その結果、民生費、衛生費、労働費を合わせた福祉関係費の構成比は、平成13年度の37.0%から平成17年度の47.4%へ10%ほど上昇し、福祉型歳出構造へと変容している。一方、土木費が13.1%から5.1%、教育費は8.8%から1.9%へと構成比を低下させた(図表9,10)。

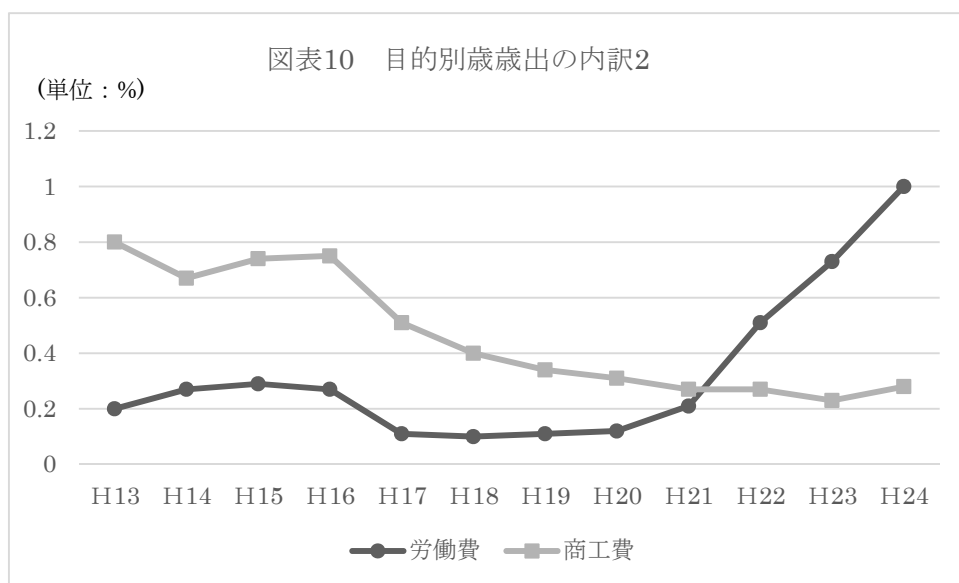
平成21~22年度には、福祉関係費の構成比率が47.0%から54.1%へと7.1%上昇し、福祉型の歳出構造になっている。一方、土木費の構成比は平成12年度と比較して、約10%低い8.4%にまで低下している。総務費の構成比率は平成13年度と比較して2.3%低い12.5%へ低下している。

福祉関係費の中核となっている民生費は、平成21年度の39.1%から平成22年度の45.3%と6.2%上昇している。内訳は子ども手当の導入により児童福祉費が4.1%上昇し、生活保護費が1.9%上昇したためである。労働費は平成13年度以降0.1%で推移してきたが、平成21年度0.2%、平成22年度0.5%上昇し、豊中市は雇用・就労支援事業に力を入れ始めていることがわかる。労働費は平成20年度の1億3,715万円から平成22年度の6億3,428万円に4.6倍増加したが、充当一般財源は平成20年度1億2,743万円(充当一般財源総額の0.15%)、平成22年度1億2,588万円(同、0.15%)と増えていないことから、労働費の高い伸びが、国や府からの特定補助金の拡大によって行われていることがわかる。

豊中市の民生費の内訳を他の中核市・特例市と比較すると、生活保護費が全国平均の約1.6倍となっており、生活保護費の支出の削減が困難であることから豊中市の財政は他の中核市・特例市と比較すると硬直しやすい構造になっている。その他、社会福祉費や児童福祉費は全国平均よりも高く、老人福祉費は全国平均よりも低い。都市型の首都圏・阪神圏・中京圏の団体と比較すると平均よりも高い傾向にある。

土木費関係でみていくと、土木総務費は他団体よりも支出が大きいが、道路橋りょう費、都市計画費、住宅費、維持補修費は他団体の半分以下の水準になっている。もちろん、豊中市の面積が他市よりも小さいため、土木費が抑えられていると考えることもできる。第5章でみていくが、公共施設が建てられた時期が高度経済成長期に集中しており、平成13年以降は新規の公共施設の建設が少ないため、後年の大規模改修や更新にそれほどの費用を投じなくて済むが、高度経済成長期に建てられた施設の大規模改修や更新に必要な資金を投じてこなかったため、今後改修等を進める場合、これまで以上の財政負担になることが見込まれる。





## 2-2.豊中市の財政構造改革の取り組み<sup>11</sup>

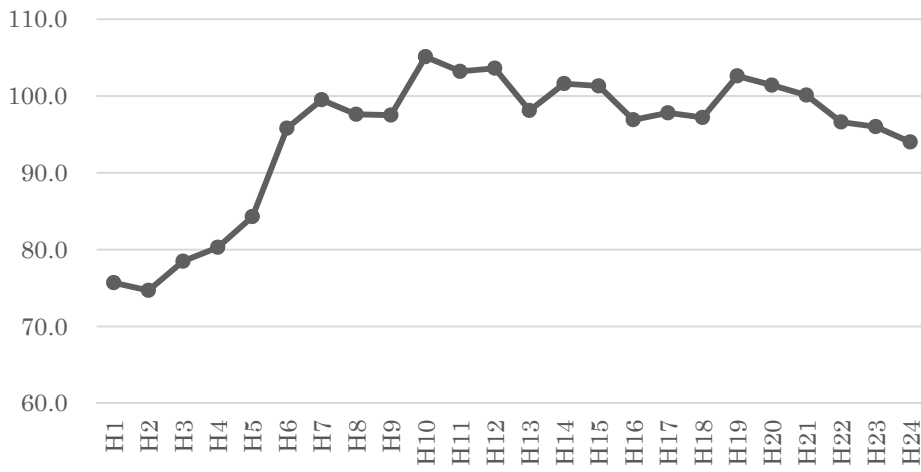
豊中市では平成10年4月「行財政改革大綱」(期間平成10～19年度の10年間)を策定した。第1期実施計画(平成10～12年度)に127項目は概ね達成されたが、財政健全化の数値目標である経常収支比率95%以下は達成されなかった(図表11)。平成11年10月には財政非常事態宣言が出され、緊急財政再建対策が打ち出された。平成12年12月には第2期実施計画(平成13～16年度)が策定された。

平成16年5月には財政収支見通しが作成され、これを基礎として同年11月に「行財政再建指針」(平成17～19年度)を打ち出した。平成10年度に2.6億円の赤字になった実質収支(一般会計ベース)は6年連続の赤字を示し、平成15年度には28.9億円の赤字であった(図表12)。経常収支比率は平成14年度101.6%、平成15年度101.3%と100%を超え、積立基金の取り崩しなどによって臨時的財政運営を余儀なくされた(図表13)。平成2年度には131億円あった財政調整基金は平成12年度には900万円になり、公共施設等整備基金も平成6年度の187億円から平成12年度には3億円程度になるなど積立金は枯渇状態に陥った。

<sup>11</sup>本節は、『新・豊中市行財政改革大綱』取り組み総括に依拠する。

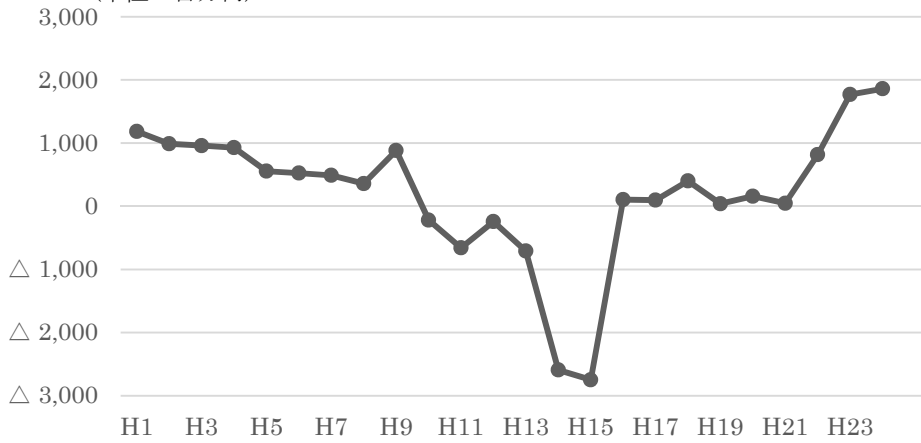
図表11 経常収支比率の推移

(単位：%)



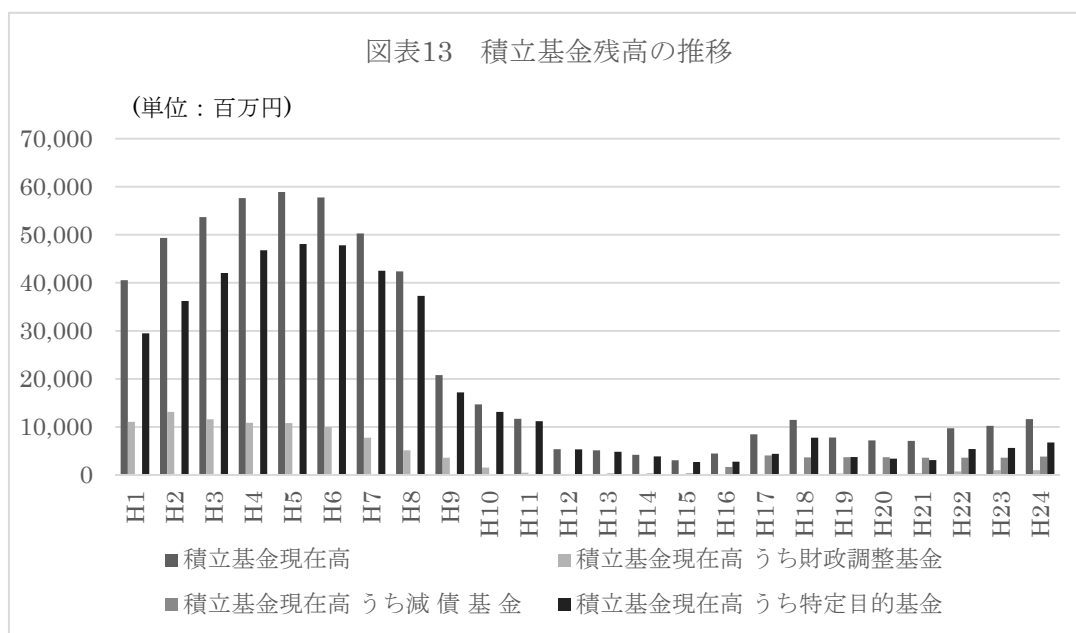
図表12 実質収支の推移

(単位：百万円)





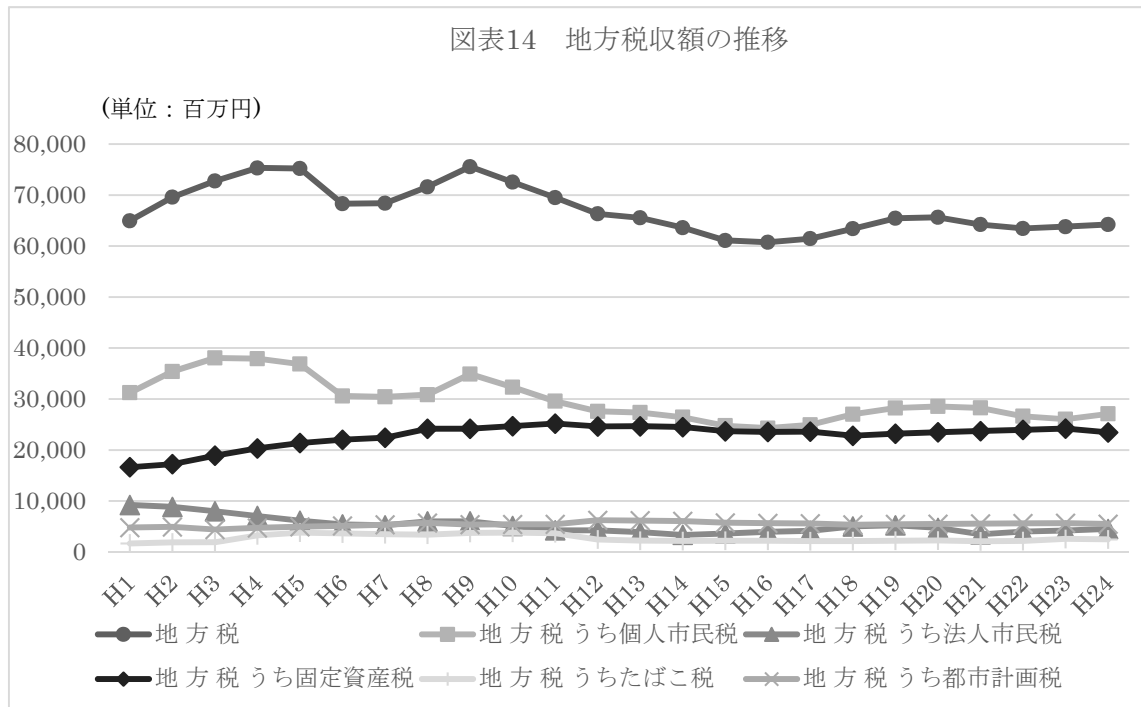
図表13 積立基金残高の推移



財政危機の最大の要因は、平成 6 年度以降、地方税収が横ばいか減少が続いたことである（平成 8～9 年度は除く）（図表 14）。豊中市の地方税収の減少は府内の他の都市よりも顕著であった。豊中市行財政構造改革本部は、その要因として①阪神・淡路大震災の影響（平成 7 年）、②労働人口（15～64 歳人口）の減少が大幅であること、③他都市と比べて多い高額所得者の納税義務者数や課税所得額の減少をあげている<sup>12</sup>。

<sup>12</sup>豊中市（2007）「新・豊中市行政改革大綱」

図表14 地方税収額の推移

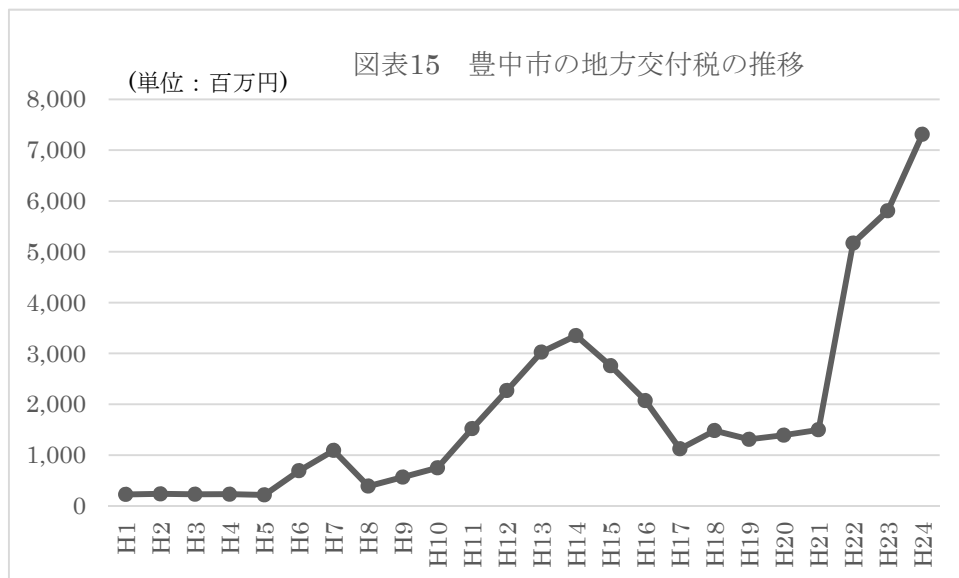


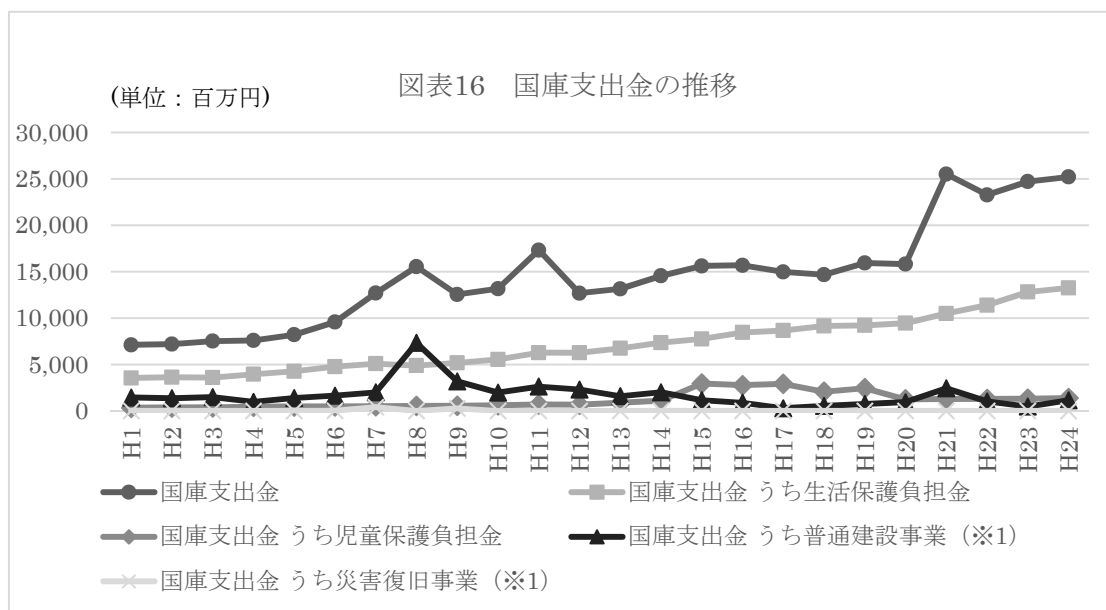
豊中市は人件費の削減、事務事業の見直し、臨時的収入をはじめとする歳入の確保などにより、平成16年度実質収支は黒字となったが、同年、新たな財政再建対策をとらず現状のまま財政運営を続けると、平成17年度には再び52億円の赤字に転落し、平成19年度には235億円の赤字となって準用再建団体に転落する見通しを示した。この見通しを受けて、豊中市行財政指針では、当面の準用再建団体に転落する危機を回避するため、平成17～19年度の3年間を「財政立て直し期間」と定め、累計で235億円の財政収支目標改善額を設定した。財政健全化の指標として、①実質収支の黒字化と黒字維持、②経常収支比率95%以下に加えて、③プライマリーバランスの均衡（地方債を除く歳入と公債費を除く歳出の差額）が掲げられた。豊中市のプライマリーバランスは、平成12～14年度には36～40億円の赤字を計上し、平成15年度の12億円の赤字を経て、平成16年度には25億円の黒字となった。平成18年11月に策定された行財政再建計画（第3年次）では平成16～17年度の取り組みによる財政収支改善効果を169億円、平成19年度までの3年間で224億円とした。平成18年5月における財政収支の中期見通しの試算では、実質収支は平成17年度の決算見込みでは1.52億円の黒字となるが、平成19年度には94.94億円の赤字となることとした。

平成19年8月、豊中市行財政構造改革本部は、「新・行財政改革大綱」を策定した。一般会計決算を見ると、平成16年度から実質黒字に転換し、「(旧)行財政改革大綱」策定後10年間の中間総括として、行財政改革の取り組みはほぼ計画通りに実施し、財政健全化の

取り組みも計画に記載したものを上回る効果額をあげることができたとした。それにもかかわらず、財政非常事態宣言の収束は打ち出されなかった。実質収支の赤字幅拡大という緊急事態からは脱却したものの、経常収支比率 95%という数値目標は達成されず、財政の健全化には至らなかったからである。

財政非常事態宣言の解除に至らなかった要因として、予想を上回る地方税の減収と三位一体の改革の影響があげられる。三位一体の改革では国から自治体への税源移譲が期待されたが、国の財政再建最優先政策によって、国から地方への財政移転の圧縮が中心となり、総額で地方交付税が 5.1 兆円、国庫支出金 4.4 兆円削減された（図表 15,16）。一方、所得税から個人住民税への税源移譲は国庫支出金削減の 2/3 の 3.0 兆円にとどめられた。





豊中市は平成 11 年度に地方交付税交付団体になったが、地方交付税依存度が低いため、その削減の影響は小さかった。それよりも、平成 16 年度以降の国庫支出金削減の影響が約 59.9 億円と大きかった。一方、平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲の増収効果は約 3.6 億円と国庫支出金削減額よりも少なかった。市町村民税所得割の税率は平成 18 年度までに 3%、8%、10%の 3 段階から 6%の比例税率に変更されており、国から地方への一方的な税源移譲ではなく、市町村民税の高い税率の部分は国に移譲されていた。豊中市のように高い税率を適用される所得階層が多い都市では、最低税率引き上げによる増収効果が、高い税率の部分への国への移譲による減収効果で打ち消され、その結果、差し引きすると約 56.4 億円のマイナスの影響を受けた。

「新・行財政改革大綱」(平成 20~24 年度)では、これまでの予算削減中心の発想から、限られた資源を効率的・効果的に活用し、あわせて税収等の歳入をいかに確保するかという発想へと切り替えていく必要があるとして、ビジョンに向かう基本姿勢として、「新たな改革を〈創造〉する」という新機軸を打ち出した。そこで新たな行財政計画の目標として、①「財政健全化」の成果目標、②「新しい公共空間」づくり、③持続可能な行財政システムづくり、④都市の未来づくりを掲げた。

この大綱に掲げる目標を実現するために、平成 20~21 年度に第一年次~第二年次「新・行財政改革プラン」を策定し、行財政改革に取り組んだ。しかし、「新・行財政改革大綱」と「新・行財政改革プラン」の取り組みを始めた平成 20 年 9 月に、リーマン・ショックを契機とする世界金融危機が発生した。平成 10 年以降の行財政改革の取り組みの成果は、減税・高齢化等による市税の減収、「三位一体の改革」といった外部環境の変化により、その

財政的成果が打ち消され、目標である経常収支比率 95%以下を達成することができなかったが、今期においても、世界同時不況により再度地方税収入が落ち込み、財政力指数が低下した<sup>13</sup>（図表 2）。

平成 23 年 2 月、3 年間のプランと実施を踏まえて、「新・行財政改革プラン（新大綱達成プラン）」を策定、平成 24 年 4 月に改定した。「新・行財政改革大綱」の 4 つの目標のうち、財政健全化については、経常収支比率 95%以下の数値目標について、基本的な施策は経常一般財源の 90%にとどめ、5%分を「豊中らしさ」「特色づくり」に重点配分すると定めた。予算削減にとどまることなく、スクラップ・アンド・ビルドにより新たな課題に対応してゆく「新・行財政改革大綱」の基本姿勢が財政健全化目標に具体化された。

一般会計ベースの経常収支比率を 95%（90%+5%）とする目標年度は平成 25 年度に設定された。経常収支比率は平成 24 年度 96.9%と推移し、25.年度 95.0%以下（94.9%）を達成し、財政非常事態宣言の脱却を宣言した。

総括すると、豊中市は、大阪市に隣接し、豊かな教育文化のまちとして発展してきたが、バブル崩壊後の市税収入の大幅な減少や阪神・淡路大震災の影響により、平成 10 年度決算から赤字に転落し、準用財政団体への転落を避けるために、前述の通り、平成 11 年度に「財政非常事態」を宣言するに至った。その後、赤字額が増え、平成 15 年度の一般会計の累積赤字額は 29 億円に上った。

このため、平成 16 年度、事業の大幅見直しをはじめ、建設事業の縮減や特別会計などへの繰出金の抑制、さらに職員給与の一律削減などを行い、その結果、ようやく収支の均衡を回復した。その後、引き続き行財政改革に取り組み、平成 24 年 4 月には中核市に移行するとともに、平成 24 年度まで 9 年連続黒字を維持している。また、平成 25 年度当初予算において、経常収支比率 95%以下を達成したことなども合わせて、「財政非常事態」からの脱却を表明した。しかし、依然として、特定目的基金からの繰入運用の残高が 21 億円残っており、実質的には臨時的な財源措置への依存がまだ解消されていない（平成 24 年度決算）。

### 2-3.豊中市の財政構造改革の成果

決算データを基にした財政分析では、過去の趨勢を診断するものであって、そこから将来の財政運営の趨勢を診断しようとする場合、これまでの傾向が今後も続くことが前提となる。しかし、企業立地や撤退などの影響で、突然、地方税収が増減したり、急激な人口

---

<sup>13</sup>普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常 3 年度間の平均値が用いられる。リーマン・ショック後、基準財政需要額が増えているため、財政力が低下している。

の増減がある場合、過去の趨勢で将来を診断することは難しく、財政診断では、常に近未来の変化を織り込むことが求められるが、それを財政分析の手法によって対応することは難しい。分析の結果から財政運営の指針を導くには、以下の 3 つの観点から行うことが求められる。

① 現金主義会計の健全性を中心にした「1年間の資金収支の健全性」

(実質収支と財政調整基金が一定程度あるか)

$$\frac{\text{実質収支} + \text{財政調整基金}}{\text{標準財政規模}}$$

② 発生主義会計を取り入れた健全性を中心にした「中長期の資金収支の健全性」

(債務償還可能年限の長さ)<sup>14</sup>

$$\frac{\text{一般会計等に係る地方債の現在高} + \text{債務負担行為に基づく支出予定額} + \text{公営企業債等繰入見込額} + \text{組合等負担等見込額}}{\text{公債費} + \text{公営企業債の元利償還金に対する繰入金} + \text{組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等} + \text{債務負担行為に基づく支出額}} \div \frac{\text{純債務}}{\text{経常一般財源} - \text{経常一般財源充当経費} + \text{経常一般財源充当ベースの公債費} \cdot \text{準公債費}}$$

③ 地方交付税制度の趣旨に沿った「地方債の償還財源の健全性」

(留保財源と留保財源で対応すべき公債費とのバランス)<sup>15</sup>

$$\frac{\text{留保財源等}}{\text{基準財政需要に算入されない公債費} \cdot \text{準公債費} (\text{経常経費充当一般財源等})}$$

①～③のどの点に問題があるかに応じて、財政運営がどのような点で困窮するかの症状

<sup>14</sup>純債務＝一般会計等に係る地方債の現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋公営企業債等繰入見込額＋組合等負担等見込額＋退職手当負担見込額＋設立法人等の負債額等負担見込額－財政調整基金－連結実質収支－減債基金－充当可能特定歳入  
 経常一般財源－経常一般財源充当経費＋経常一般財源充当ベースの公債費・準公債費＝経常一般財源等＋減収補てん債＋臨時財政対策債－経常経費充当一般財源等計＋元利償還金（経常経費充当一般財源等）＋公営企業債の元利償還金に対する繰入金＋組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等＋債務負担行為に基づく支出額（公債費に準ずるもの）

<sup>15</sup>留保財源等＝法定普通税収＋法定外普通税収＋事業所税＋利子割交付金＋配当割交付金＋株式等譲渡所得割交付金＋地方消費税交付金＋ゴルフ場利用交付金＋自動車取得税交付金＋軽油取引税交付金＋地方譲与税＋地方特例交付金等＋交通安全対策特例交付金－基準財政収入額

基準財政需要に算入されない公債費・準公債費（経常経費充当一般財源等）＝公債費＋公営企業債の元利償還金に対する繰入金＋組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等＋債務負担行為に基づく支出額

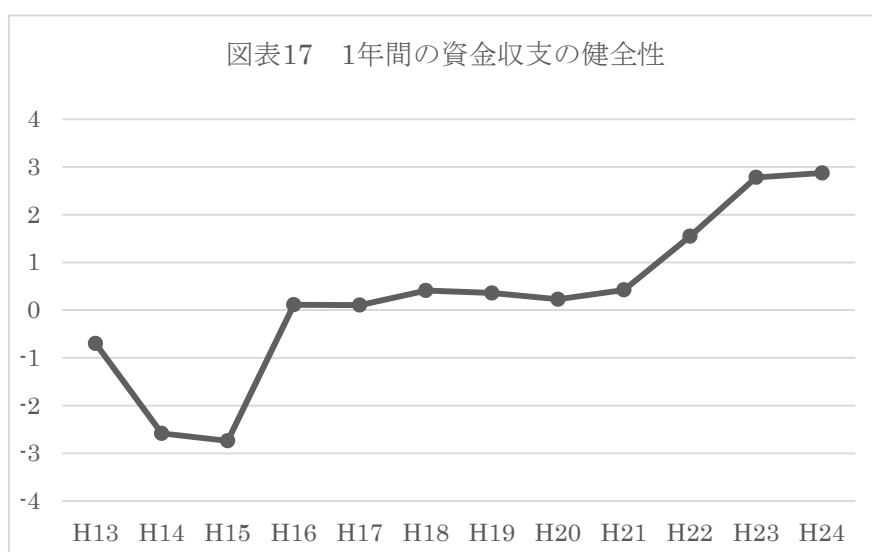
が異なる。①が悪い場合、常に資金ショートの危機的状態であり、災害等があった場合一気に赤字に転落する懸念がある。②が悪い場合、当面はともかく、中長期的には財政収支が均衡せず苦しむ傾向がある。③が悪い場合、税収と留保財源の規模に対して借りすぎの状態になっていて、その分を公債費以外の経費で吸収せざるをえない状態にある。

①の「1年間の資金収支の健全性」についてみていくと、平成13年度は、阪神淡路大震災の影響もあって、実質収支がマイナスで推移している。その後も低調基調が続き、平成22年ごろから回復しているが、他の中核市（平成24年度決算：13.9）や特例市（平成24年度決算：14.6）と比べると低位で推移しているため、1年間の資金収支の健全性はまだ回復途上といえよう（図表17）。

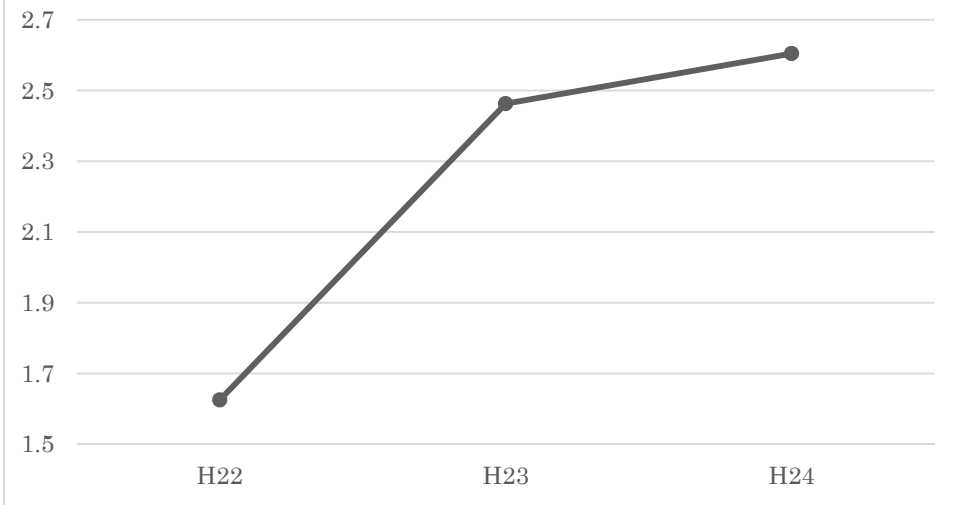
②の中長期の資金収支の健全性についてみていくと、平成22年度から24年度間で徐々に資金収支の健全性が回復している。これは、債務負担行為予定額が減ったことや基金の積立が進んだこと、充当特定歳入が増えたことによって豊中市の将来負担比率が減り、債務償還可能年限が短くなっていることの影響によるものである（図表18）。

③の地方債の償還可能財源の健全性（平成24年度）についてみていくと、0.95を上回っている。他の中核市や特例市の平均値をみると0.53、財政力のある関西圏や首都圏の自治体では0.65であり、他市と比較しても豊中市の地方債の償還可能財源の健全性は良いといえよう。2年間で基準財政需要に算入されない公債費・準公債費（経常経費充当一般財源等）が20億円程度削減されたことの影響が大きいと考えられる（図表19）。

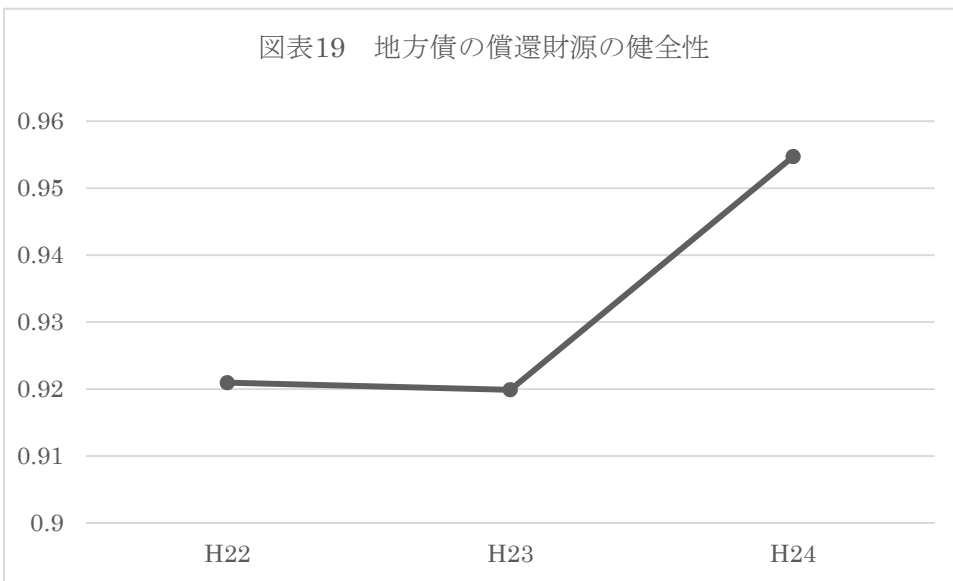
豊中市の財政は、短期の資金収支は依然苦しいものがあるが、これまでの財政健全化計画によって中長期の資金収支や財政の健全性は改善しているといえよう。



図表18 中長期の資金収支の健全性



図表19 地方債の償還財源の健全性





### 3.人口の構成が市税収入に与える影響について

#### 3-1.はじめに

歳入面の分析としては、高齢化の進行が豊中市の歳入の基盤となっている個人市民税に、どのような影響を及ぼすかについて考察する。財政力指数が高い豊中市では歳入に占める市税収入の割合は概ね 50%前後で推移しており、そのうち個人市民税が 40%超、法人市民税が 5%程度であり、他市と比較しても個人市民税の割合が高い。

企業城下町のような法人市民税に大きく依存する市町村では、その歳入が景気や特定の企業の業績に左右されやすいことと比べれば、個人市民税は安定した税源とみなされてきた。しかし、急激な少子高齢化の進行と生産年齢人口が減少する局面において、個人市民税の減少が懸念される。豊中市の個人市民税がどのように推移するかを予測するために、複数の前提と条件を設定してシミュレーションを行った。個人市民税の中長期的な見込みについては、「賃金上昇率」「年代別賃金カーブ」「年金給付水準」の 3 つをケース設定した。

他の自治体の市民税収入の推計方法をみると、「総人口の増減」に連動して個人市民税収入の推計を行っている。しかし、この手法では人口の増減は反映できるが、より大きな影響である「少子高齢化」が反映されない。そこで、現在の年齢区分別納税義務者一人当たりの個人市民税収入額をベースとして、賃金上昇率等のケースに基づく複数の設定値を算出し、それを推計人口<sup>16</sup>に基づく年齢区分別納税義務者数の推計値に乗じることによって、人口構成の変化に見合った個人市民税予測を行った。

#### 3-2.個人市民税推計方法

個人市民税額の推計のベースには、豊中市個人市民税調定収入額を用いた。豊中市では年齢区分ごとの個人市民税収入額についての集計をしていないため、年齢区分別の税額を把握している個人市民税調定収入額についての集計を用いた。調定とは、歳入が適正であることを示すための手続きのことであり、当該歳入の所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納期限などを調査・決定することをいい、その決定した金額が調定金額となる。その決定した金額がそのまま市町村民税に入るわけではなく、未納があった場合その収入額は下がる。そのため、試算にあたっては、平成 20 年度から 24 年度の 5 か年の調定額の平均値を算出し、調定額に徴収率を掛け合わせて年齢区分ごとの市町村民税の推計を行った（図表 20）。

個人市民税を納める義務がある納税義務者数を年齢区分ごとに推計した「納税義務者数」

---

<sup>16</sup>とよなか都市創造所（2014）「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ」の中位推計を用いた。

をみると、豊中市は40～44歳人口が最も多く、次いで35～39歳、45～49歳人口が多い。また、個人市民税の年齢区分ごとの税収の合計は、40代が中心となっている。そして、年齢区分ごとの税収の合計額を、それぞれの年齢区分の納税義務者で割り返すと、納税額のピークは50歳代になっている。

図表 20 平成 24 年度豊中市個人市民税調定額（参考）

年齢	納税義務者数 (a)	収入額推計 (単位：千円) (b)	b/a (単位：千円)
0～14歳	8	5,133	641.63
15～19歳	101	7,687	76.16
20～24歳	7,021	411,579	58.62
25～29歳	14,466	1,314,631	90.88
30～34歳	16,306	2,010,480	123.30
35～39歳	19,450	2,922,008	150.23
40～44歳	20,277	3,734,035	184.15
45～49歳	16,961	3,585,294	211.38
50～54歳	14,287	3,151,083	220.56
55～59歳	12,820	2,788,903	217.54
60～64歳	15,469	2,572,652	166.31
65～69歳	10,589	1,442,586	136.24
70～74歳	8,984	1,080,033	120.22
75～79歳	6,822	817,296	119.80
80～84歳	4,252	505,096	118.80
85～89歳	2,020	336,693	166.71
90～94歳	535	76,350	142.70
95～99歳	141	23,990	170.01
100歳～	15	4,792	319.47
総合計	170,523	26,790,270	157.11

注) 「納税義務者数 (a)」は、年齢区分ごとに収入額を有する者の数を抽出し、その合計が個人市民税の納税義務者数となるよう付け合せたもの

図 20 を見ると、現役世代は年功型賃金のとおり 50 歳前半まで右肩上がりで上昇している。しかし、高齢者層は給与所得が少ないため、納税義務者の高齢者の収入は、給与以外の年金等による収入や資産の運用・売却による収入であると考えられる。

前述のとおり、豊中市の歳入は個人市民税の比率が高い。また豊中市のような都市部の自治体の個人市民税は、住宅やマンションの建設などに伴って転入してくる現役世代の人口の増加や、個々の勤労者の所得の年功型の定期昇給や経済成長によるベースアップによって右肩上がりで上昇してきた。さらに、高齢者の年金によっても個人市民税は支えられてきた。

しかし、個人市民税のシミュレーションをするにあたって、高齢化と低成長時代においては、賃金上昇率、右肩上がりの賃金カーブ、そして高齢者の所得の中心である年金給付水準も低下することが予測されるため、これらの各条件について、厳しい予測も含めた多様なケースを設定し、シミュレーションを行った。

まず「賃金上昇率」について、国税庁の「民間給与実態統計調査」によると、ここ 10 年余りの民間企業の平均給与は微減傾向が続いている<sup>17</sup>。そこで、本研究のシミュレーションでは、現役世代の賃金上昇率を 1%と 0% (実質賃金が伸びない) の 2 つの条件を設定した。

「賃金カーブ」については、これまでは年齢が上がれば定期昇給等により賃金が上昇していたが、近年、賃金のフラット化が進み、特に 40 歳以上から賃金の伸びが抑えられる傾向にある<sup>18</sup>。そこで、年代別賃金カーブが現行のままの条件と、フラット化が進む条件を設定した。

「年金給付水準」については、国による年金給付額の見通しでは、現行は現役世代の 60% 程度の年金が給付されているが、社会保障審議会「年金部会資料」を見ると「経済中位」の「基本ケース」の場合、現在より給付額が約 2 割抑制されるものの、現役世代の所得に対して 50%を確保できる予測となっている。しかし、この「基本ケース」の設定は、賃金上昇率を名目 2.5%、実質上昇率 1.5%、運用利回りを名目 4.2%、実質利回り 3.2%とするなど、近年の実績値と比べるとかなり高い条件である。そこで、国の見通しでは「経済低位」の「基本ケース」の場合、給付額が 3 割抑制されると試算していることから、シミュレーションでは将来の年金給付抑制を見通した高齢者の税収を「2 割減」と「3 割減」の 2 つを設定した<sup>19</sup>。

ケース設定は、賃金上昇率 (実質賃金上昇率 1%、または 0%)、年代別賃金カーブ (1 人当たり税額は 54 歳までは右肩上がりで現状維持または 45 歳以降は従来の半分の賃金カ

<sup>17</sup><http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2013/pdf/001.pdf>

<sup>18</sup>[http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat\\_53-23.xml](http://www.mhlw.go.jp/toukei/kouhyou/e-stat_53-23.xml)

<sup>19</sup><http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000047414.html>

ープの傾き)、そして年金給付水準を踏まえた高齢者(65歳以上)の個人市民税(2037年以降2割減または3割減)の3つを設定の条件とし、それぞれ8つのパターンを設定した(図表21)。

この上記のケース設定に、現在の年齢区分別納税義務者1人当たりの個人市民税収額をベースとして、賃金上昇率等のケースに基づく複数の設定値を算出し、それを推定人口に基づく年齢区分別納税義務者数の推計値に乗じることによって、人口構成の変化にあった個人市民税の予測を行った。

図表21 個人市民税のシミュレーションのケース設定

実質賃金上昇率		1%		0%	
年金給付水準(2037年)		2割減	3割減	2割減	3割減
年代別賃金	現状維持	パターン1	パターン2	パターン5	パターン6
カーブ	フラット化	パターン3	パターン4	パターン7	パターン8

パターン1が楽観ケース、パターン8が悲観ケース

### 3-3.シミュレーションの結果(図表22)

シミュレーションの結果、8パターンのうち、最も良い条件を並べた楽観パターン(パターン1)では、平成32年度まで個人市民税は増加し、その後減少するが平成25年度の水準よりも高い結果となった。ただし、高齢化の影響によって老人福祉費が伸びるため、財政は現在よりも苦しくなると見込まれる(第4章で後述)。

また、最も条件が悪い悲観パターン(パターン8)では、平成26年以降、人口が増えたとしても、個人市民税は逡減し、平成25年度の水準の3/4程度に落ち込むこととなった。第4章で明らかにするが、悲観パターンの場合、平成42年の個人市民税収では急増する生活保護費よりも下回る可能性が明らかになった<sup>20</sup>。

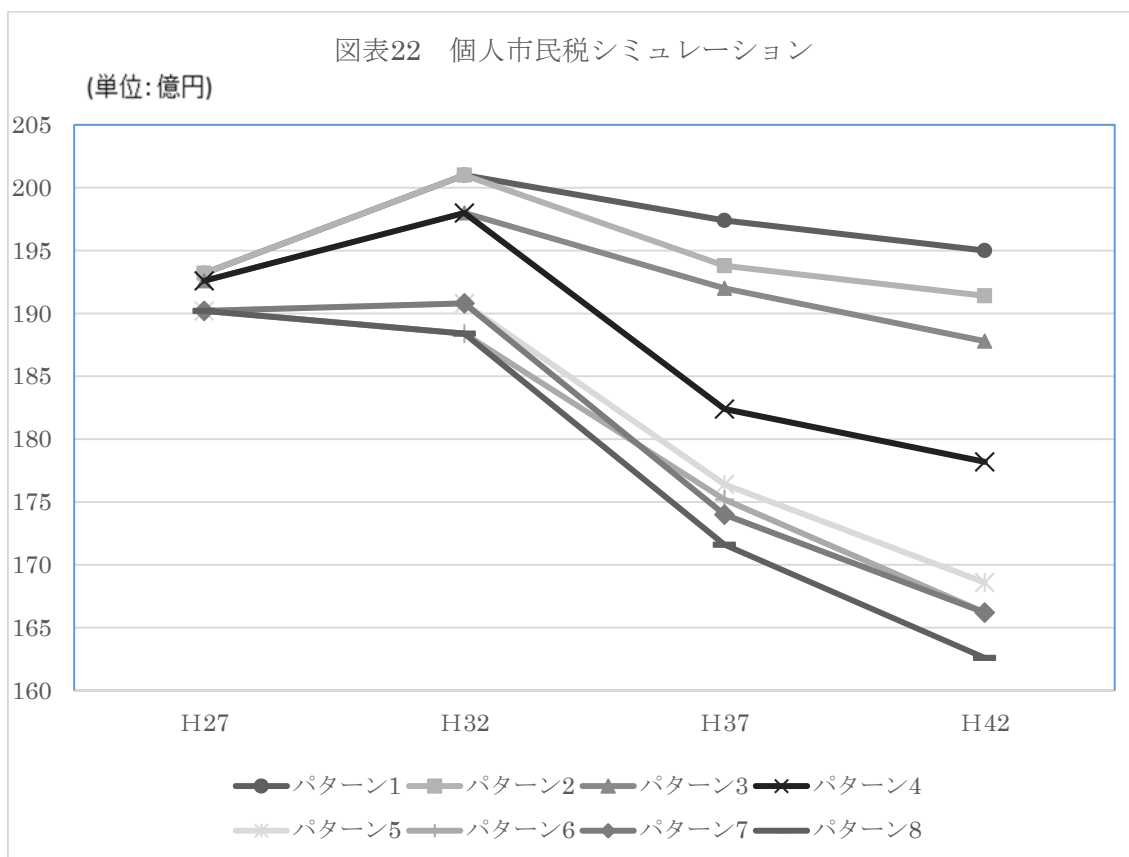
今後、自治体は団塊の世代がすべて後期高齢者になる「2025年問題」や子育て施設の整備等の少子化対策、高度成長期に整備された公共施設等の更新といった問題に直面する。しかし、本章のシミュレーションでみたように、豊中市の個人市民税は高齢化や人口減少によって厳しい局面におかれることが予想できる。

高齢化が進展し、税収が減るからこそ、その対応策にとどまるのではなく、市民に持続的な公共サービスを提供できるよう、安定した行政経営の基盤を整える必要がある。つま

<sup>20</sup>本研究のシミュレーションの参考にした三鷹市でも、悲観パターンでは生活保護費が個人市民税収を上回る結果となった(一條義治(2013)『これからの総計画』イマジン出版、23-24ページ)。

り、定住人口を獲得できるよう子育てサービスの充実を図り、ソフトの福祉サービスからハードの投資的事業を行って、都市の魅力を磨き上げる必要がある。

それでは、今後ソフトの福祉サービスとハードの投資的事業にどれほどの費用が掛かるのかについて次章以降検討していく。



## 4.人口の構成が歳出に与える影響について

### 4-1.はじめに

豊中市の扶助費の総額について平成 24 年度決算をみると、扶助費の総額は 385 億円であり、その 90.1%を民生費が占めている。その中でも生活保護費が占める割合は 45.9%であることから、ほぼ半分が生活保護費とあってよい。つまり、扶助費の中核は生活保護費である。衛生費や教育費にも扶助費が含まれるが、それらはがん検診や予防接種助成、就学援助等である。

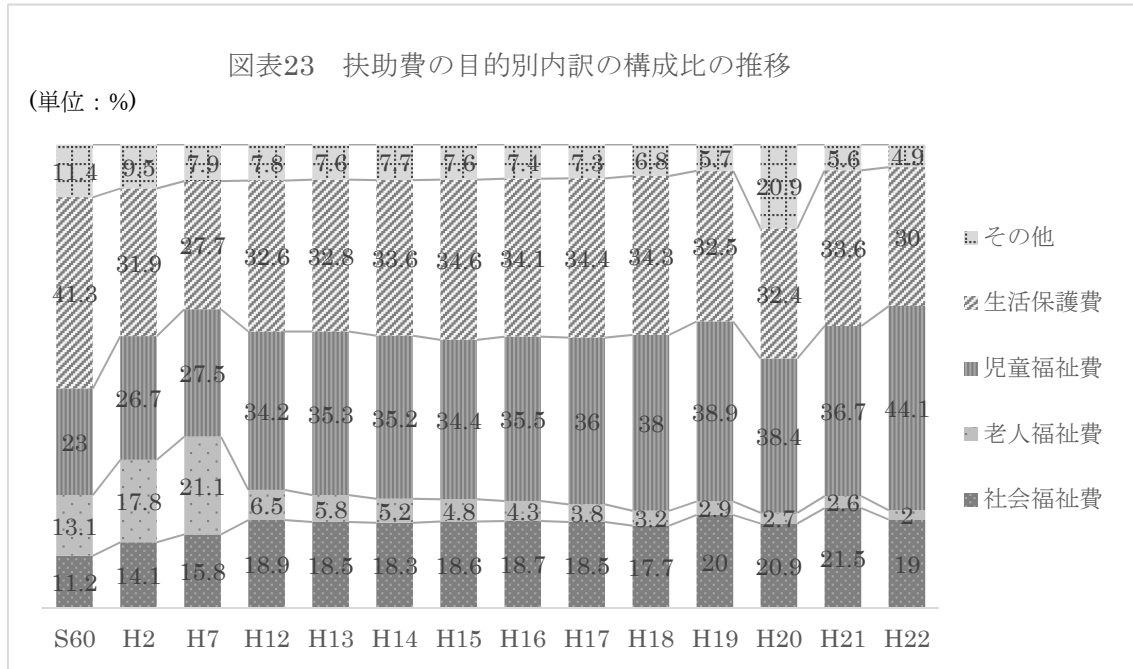
本章の研究の対象とすべき扶助費には、民生費のなかの社会福祉、生活保護、老人福祉、児童福祉、母子福祉、医療福祉に関連する扶助費と、衛生費や教育費に含まれる扶助費に分類することができるが、本章で取り上げるのは、生活保護費等として支給される扶助費についてである（構成については図表 23 参照）。

扶助費を研究対象として取り上げる理由は、少子高齢社会における財政問題は、扶助費が趨勢的に増加基調にあること（図表 7）、その財政負担が年々重くなってきているからである。公的扶助に関する行政責任は国にあるものの、事業を直接実施している自治体においては直接持ち出しとなる財源(超過負担を含む)も多くなっているからである。公的扶助に必要な財源が全額、地方交付税や国庫支出金を通じて負担されているわけではない。平成 24 年度決算をみると、扶助費総額 385 億円のうち、豊中市の負担は充当一般財源の 112 億円（29.1%）で、残りは国や大阪府が負担している。

一般財源等の中心は地方税と地方交付税であるから、扶助費がすべて地方税によって賄われているわけではないが、自治体にとっての扶助費の負担は特に都市部において重くなっている。扶助費のうち生活保護費についてみても、都市においては自治体が財源の 1/4 を負担し、国は 3/4 の負担をしている。これは国の基準で決めた事業経費についてであって、実際に支出される措置費はそれを上回っている。その持ち出し分は自治体の超過負担になり、その分だけ自治体の負担になっている。

扶助費が増減する理由としては、一般的に給付対象者を含む人口の増減が主な要因として考えられている。しかし、豊中市の直近 5 年間の人口の増減と扶助費との関係をみると、人口が緩やかな伸びを示しているのに対し（平成 20 年 4 月 1 日住民基本台帳人口 388,136 人→平成 24 年 4 月 1 日住民基本人口 391,040 人、0.07%増）、扶助費については、平成 20 年度の決算では 249 億円であったが、平成 24 年度決算においては 385 億円となり、154%増という著しい伸び率を示している。これは、児童手当法（～平成 21 年度）、子ども手当法（平成 22 年 4 月～23 年 9 月）、子ども手当特別措置法（平成 23 年 10 月～24 年 3 月）、そして現行の児童手当法（平成 24 年度）などの法改正の影響を受けた結果であり、必ずし

も「人口減＝扶助費減」という図式にはならないことを示し、推計に当たっては工夫を要する。



出典：「平成 24 年度地方財政白書」

#### 4-2.推計方法

本研究では、将来人口の推計結果と連動した変化を予測することを目的としているが、扶助費については、年齢階層別の将来人口推計に基づき一定の予測が可能なもの（児童福祉費や老人医療費）と年齢階層別の将来人口から導き出すことが難しいもの（生活保護費や特別会計への繰出金）に大別され、その内容も様々である。そこで推計に当たっては、その性質を勘案した上で個別の方法をとることにした。

基本的な考え方は、平成 20 年度決算を基準値（対象者、件数、扶助額）とし、平成 24 年度までの増減率が継続するものとして乗算し、これに推計人口（図表 24）の変動率を乗じて推計を行った。また、直近の法制度の改正や社会情勢の変化などにより、増減比率が著しく変化している場合は、それ以前の傾向などを参考に推計を行った。その他、生活保護費や繰金の推計の方法については後述する。

図表 24 豊中市の人口構成の詳細

年齢	国勢調査	推計		
	H22	H32	H42	H52
0～4	17.2	14.7	11.7	11.0
5～9	17.7	17.8	12.6	11.3
10～14	18.9	17.9	14.7	11.7
15～19	19.1	19.2	18.0	12.7
20～24	19.3	19.7	18.4	15.2
25～29	21.1	18.4	18.0	17.7
30～34	25.9	21.1	19.5	18.3
35～39	32.8	23.2	18.4	18.0
40～44	30.8	27.1	20.4	18.9
45～49	26.5	33.0	22.5	17.9
50～54	21.8	30.1	26.0	19.6
55～59	23.5	25.5	31.9	21.8
60～64	30.0	20.6	28.9	25.0
65～69	26.4	21.7	24.2	30.4
70～74	22.4	27.3	19.2	27.0
75～79	17.3	22.8	19.3	21.7
80～84	10.8	17.4	22.1	15.9
85～89	5.7	10.9	14.3	13.5
90～	3.1	5.8	10.7	16.0
合計	389.3	393.3	371.6	343.6

単位：千人

※四捨五入しているため合計値が合わない場合もある。

出典：とよなか都市創造研究所（2014）『少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ－人口移動要因と将来における行政課題の把握－』153 ページ

#### 4-3. 児童福祉費と老人医療費の推計

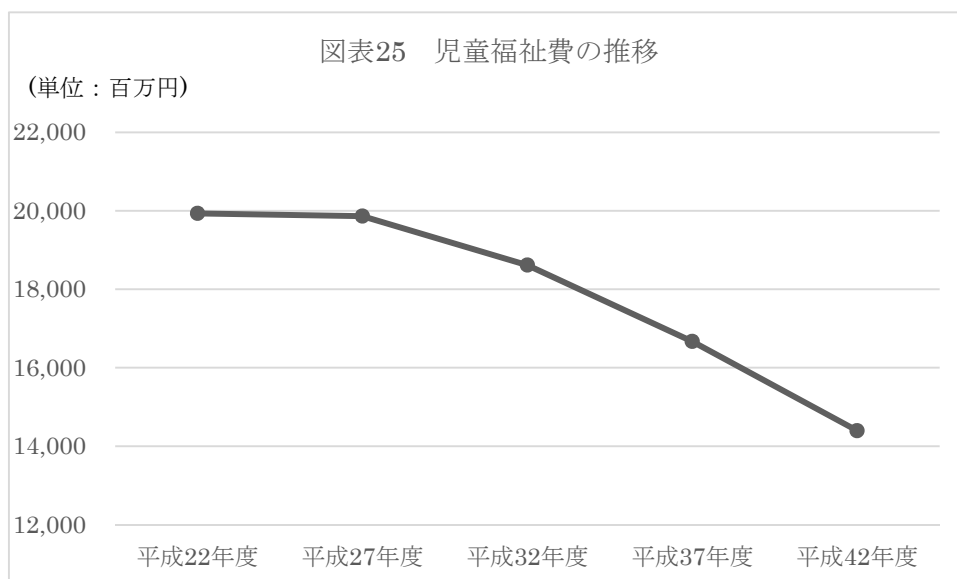
前述の通り、児童福祉費と老人医療費の推計にあたっては、平成 20 年度決算を基準値（対象者、件数、扶助額）とし、平成 24 年度までの増減率が継続するものとして乗算し、これ



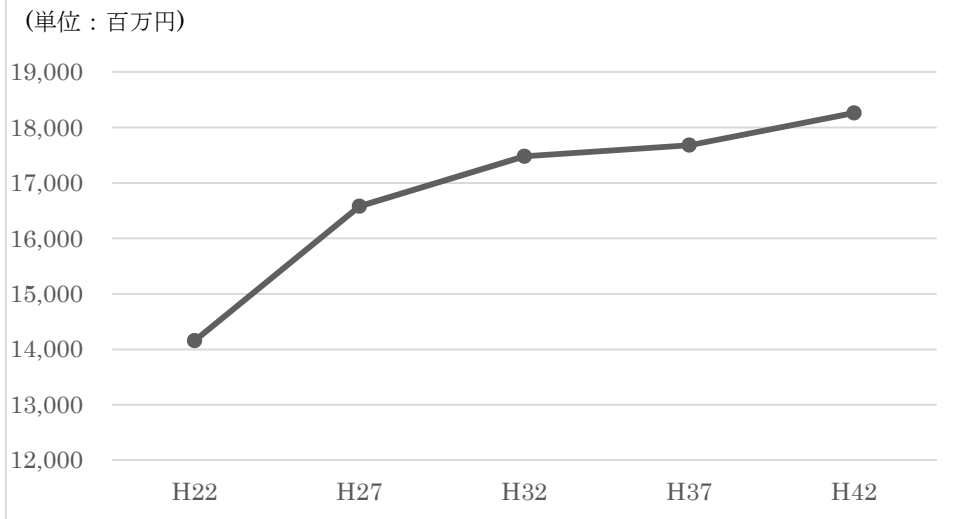
に推計人口の変動率を乗じて推計を行った。

図表 25 が示しているように、児童福祉費は平成 24 年度決算の 190 億円から平成 42 年では 142 億円、約 50 億円の減少が見込まれる。児童福祉費のうち、89 億円（46.8%）が児童手当、児童扶養手当、子ども手当であり、保育所費（保育所費、民間保育所費含む）が 73.5 億円（38.6%）となっており、子どもの数が減ることでこれらの経費もまた減少すると考えられる。しかし、今後豊中市が子育て世代を呼び込むために児童福祉関連の予算を積み増した場合、支出がそれほど減少しないことも考えられる。

老人医療費（老人福祉費と老人医療助成費）は、平成 24 年度決算では 14 億円から平成 42 年では 18 億円となっており、約 4 億円の増加が見込まれる（図表 26）。老人医療費のうち、負担金補助及び交付金 4.9 億円（34.7%）、扶助費が 7.2 億円（51.0%）となっており、高齢者が増加することで老人医療費もそれに比例するかたちで増加することが見込まれる。



図表26 老人医療費の推移



#### 4-4.生活保護費の推計

生活保護費の急増は、豊中市だけでなく、全国の市町村においても同様の傾向を示している。「地方財政白書」をみると、平成14年度決算の生活保護の支出は全国で2兆1,348億円であったが、平成24年度決算の生活保護の支出は3兆6,857億円となっており、特に平成21年度から急激な伸び率を示している。生活保護費の急増は、平成21年度3月に厚生労働省が働くことが可能な若い失業者達に対し生活保護を支給するよう都道府県に求める通知を出したことが引き金になり、平成21年12月に厚生労働省が「速やかな保護決定」を改めて通知し、受給資格取得を容易にしたことにより、生活保護費が急増している。

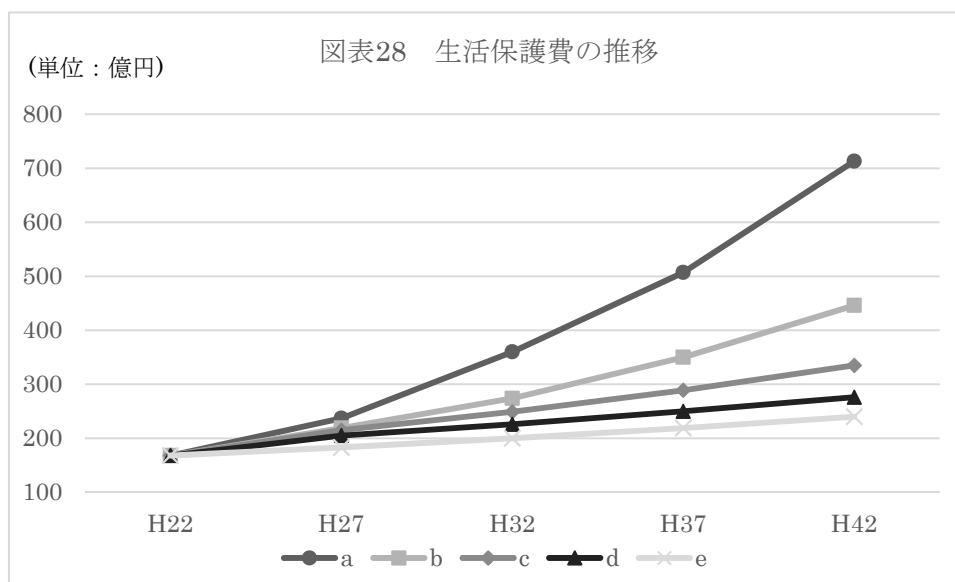
豊中市の生活保護者の受給人数をみると、平成20年度7,220人から平成24年度には9,832人となり、毎年10%近い伸び率を示している。仮に毎年10%近い生活保護人口が増えたと仮定すると、平成24年度決算の180億円の生活保護費が平成42年度には990億円になり、豊中市の歳入が平成24年度から変わらない(1,438億円)とすると、歳入に対する生活保護費の割合は68%となり、現実的な数字ではない。

そこで、本研究においては、4つのパターンを設定して推計を行った。1つめは、平成27年度まで生活保護費が毎年5%増加し、その後平成42年度まで毎年2%増加すると仮定して推計を行った結果、267億円となった。2つめは、平成27年度まで生活保護費が毎年5%増加し、その後平成42年度まで毎年3%増加すると仮定して推計を行った結果、324億円となった。3つめは、毎年5%生活保護費が増加するとした場合、平成42年度には432億円という推計結果になった。4つめとして生活保護費の伸びと高齢化の進展が相関していると仮定し、過去10年間の生活保護費の増減と65歳以上人口の増減率を用いて単回帰分析を行った。その結果、平成42年度の生活保護費の推計は240億円となった(図表27、28)。

推計の方法でも述べたが、生活保護費の推計は将来人口から導き出すことが難しい。近年の地方財政の状況を観察すると、生活保護費の急増に関しては、基調としては高齢化の要因が働いているものの、バブル崩壊以後の経済構造・労働環境の変化によって雇用所得の喪失や減少が生活困窮者を生み出しており、これらのことが複合して生活保護費をはじめとする扶助費の厩大化を招いているのが実態であろう。つまり、高齢人口比率の上昇が即、生活困窮者を生み出しているわけではなく、所得や資産を持たない高齢者が増加することが問題であり、人口構造の変化がどのような経済内容を伴って起こってくるかによって、生活保護費の増減が変わってくると考えられる。そのため、本研究では、5つの推計パターンを示し、生活保護の担当者が今の立ち位置を知るためのメルクマールになるようにした。

図表 27 生活保護費の推計（平成 42 年度）

過去 5 年間のトレンド (a)	713 億円
毎年 5%生活保護世帯増 (b)	446 億円
平成 27 年まで 5%、その後 3%増 (c)	335 億円
平成 27 年まで 5%、その後 2%増 (d)	277 億円
過去 10 年間の生活保護費と高齢化率による回帰分析 (e)	240 億円



#### 4-5.繰出金の推計

繰出しとは、一般会計と特別会計の予算の相互充用の方法である。本研究では、特別会

計の歳入不足分を補うための一般会計から各特別会計への繰出金を推計の対象とした。豊中市の国民健康保険事業特別会計の主な歳入は、被保険者からの保険料、国庫支出金、国県財政調整交付金のほか、繰入金が占めており、その中でもその他一般会計繰入金の比重は10%ほど（平成24年度決算49.9億円）である。また、歳出では、保険給付費が大きな割合を占めるほか、後期高齢者医療制度・介護保険制度への支援金等や共同事業拠出金等が主なものになっている。

この「その他一般会計繰入金」は、豊中市の国保財政の健全化・安定化を図るとともに、被保険者への保険料負担の高騰を抑制する役割を持ち、主な歳出である保険給付費の増減と密接な関係がある。保険給付費は、被保険者の年齢層が高くなるにつれ、増加する傾向にあり、給付を賄うための「その他一般会計繰入金」（一般会計からみると「繰出金」）も同様に増加することになる。他の社会保障関連特別会計である介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計についても同様に一般会計からの「繰出金」によって事業の安定化が図られている。これを踏まえ、過去の繰出金の推移をみると増加傾向にあることがわかり、これからの超高齢社会の進行と相まって今後の豊中市の財政に大きな影響を与えることが懸念される。このことから、「繰出金」を個別に取り上げ、推計を行う。

#### 4-5-1.繰出金の推計方法

本研究では、今後想定される社会保障制度と税の一体改革に伴う影響は見込まないことを前提に、過去5年間の被保険者数等の推移と、将来人口推計に基づく高齢者人口や世帯数の推計値をもとに繰出金の推計を行った。

##### ① 過去5年間の被保険者数等の推移をもとに推計

はじめに、平成24年度における一般会計から3特別会計（国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計）への繰出金の実績数値と過去5年間の被保険者数等をもとに推計を行った。国民健康保険については国民健康保険被保険者世帯数の平均伸び率が0.175%の増加（全体としては減少傾向）、介護保険については介護認定者数の平均伸び率が4.02%の増加、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療制度対象者数の平均伸び率が16.48%であり、この数値をトレンドとし、今後、同様の変化が見込まれるものと仮定し、推計を行った。

##### ② 高齢者人口等の推移をもとに推計（図表29）

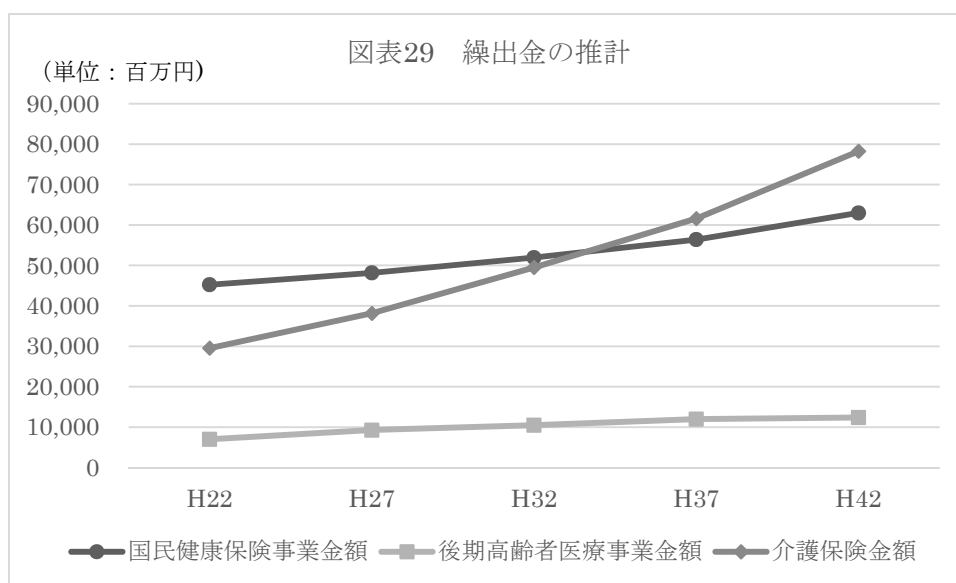
次に、①の推計に、将来人口推計調査の結果に基づく高齢者人口や世帯数の推計値の増減割合を乗じて推計を行った。国民健康保険については世帯数の各年度の増減率、介

護保険については高齢者人口（65歳以上）の各年度の増減率、後期高齢者については後期高齢者人口（75歳以上）の各年度の増減率を算出し、これらに乗じて推計を行った。

#### 4-5-2.推計結果

その結果、国民健康保険繰出金については、平成24年度49.9億円→平成42年度62.9億円（126%増）、介護保険繰出金については、平成24年度38.0億円→平成42年度78.2億円（205%増）、後期高齢者医療制度繰出金については、平成24年度7.5億円→平成42年度12.3億円（164%増）、全体としては、58億円の負担の増加という結果となった<sup>21</sup>。

介護保険とその他の繰出金を比較すると、介護保険の伸びが突出している。65歳以上の5.7人に1人、75歳以上の3.2人に1人が要介護等の認定を受けており<sup>22</sup>、高齢化が進展することで介護保険を必要とする高齢者が増えることが懸念される。また、年齢を重ねるほどより重度の認定を受ける傾向にあり、それだけ費用もまた必要になると見込まれている。



<sup>21</sup>ただし、この3会計については今後制度変更の可能性がある。社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）をみると、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体（保険者）を都道府県としつつ、国民健康保険の運営に関する業務について、都道府県と市町村が適切に役割分担を担い、保険料収納や医療費適正化のインセンティブを損なうことのない文獻的な仕組みを目指すべき」という国民健康保険制度の広域化が提言としてだされ、また介護保険の自己負担額や70～74歳の国民健康保険の自己負担額の引き上げ（1割→2割）が出されていること、後期高齢者制度については、75歳以上の国民健康保険への加入、もしくは制度の廃止も考えられ、市町村の繰出金の負担が減ることが考えられる。

<sup>22</sup>厚生労働省「介護保険事業状況調査」

#### 4-6.本章のまとめ

本章をまとめると、子どもが減少することで約 50 億円程度現在よりも費用がかからない結果となったが、その分老人医療費や高齢者に係る繰出金がそれと同じだけ増えるため全体として費用を抑えることが難しいことがわかった。また、本研究では生活保護費の複数の推計を行ったが、働くことが難しい 75 歳以上の人口が今後急増するなかで、生活保護の基準に該当する人数も急激に増えることを考えると、高齢者の生活保護者がより一層増えても不思議ではない。つまり、生活保護の固定化がより一層進み、生活保護費の予算の拡大=赤字の拡大へと進展することが懸念される。

団塊の世代が後期高齢者に入る 2025 年までに、将来を見据えた新たな方向性を立てて、今後健全な行財政運営をどう行っていくかを検討し、実行しなければ急速に悪化する状況に対応できないこともありえよう。

## 5.豊中市の公共施設の大規模改修と更新の費用の推計について

### 5-1.公共施設の保有状況<sup>23</sup>

#### 5-1-1.施設配置の現状

豊中市は 36.6 km<sup>2</sup>の市域の中に約 520 の公共施設が設置されている。過去より文教都市として発展してきたこともあって、全体的に見ると、教育関連施設が約 4 割と最も多く、ついで集会・コミュニティ施設、社会福祉等施設の順となっている。

都市計画マスタープランの地域別構想による 7 地域ごとの公共施設の分布状況を見ると、東部と北部の施設数が少なく、また、平均すると市外部の建物の平均築年数が高い傾向にあるが、これは施設の整備時期や圏域人口、空港などと関係があるものと考えられる。

#### 5-1-2.築年数及び耐震化の状況

豊中市の施設は平成 9 年に、震災復興対策として、借上公営住宅や市営住宅など 31 施設が供給されたこと、なかでも市立豊中病院が建設されたことにより大きく伸びているものの、多くは築後 30 年以上経過しており、特に昭和 56 年に施行された現在の耐震基準以前の建物が施設全体の 60%を占めており、築後 40 年以上経過した施設も全体の 30%以上を占めている（図表 30）。

そのため、必要な耐震性  $I_s$  値 0.6<sup>24</sup>を満たしていない施設が多く、耐震化が急務である。特に、総延べ床面積の大きな小学校、中学校を含む学校等施設のほとんどが昭和 56 年(1981 年)以前に建築されているため（図表 30,31）、平成 21 年度末の小中学校の耐震化率は、その他の市有施設の耐震化率 63.1%に対し、35%に過ぎず、豊中市は、地域の避難施設の中核であり、児童生徒が長時間生活をする施設でもある小中学校を優先して校舎の耐震改修を行った。

また、豊中市で平成 16 年に積算した LCC(Life Cycle Cost：施設が存続する全期間にわたる費用)では、市有施設を 30 年ごとに適切に維持補修をしたと仮定した場合にかかる維持補修費の合計を 1500 億円と見積もっている。

今後、施設の建物の性能を総合的に判断し、効果的・効率的に管理運営していくために

<sup>23</sup>本節は、豊中市（2011）「豊中市市有施設有効活用計画」に依拠している。

<sup>24</sup>耐震改修促進法等では耐震指標の判定基準を 0.6 以上としており、それ以下の建物については耐震補強の必要性があると判断される。「 $I_s$  値  $\geq 0.6$ 」の建物は「必要な耐震強度に対し 100%の強度を持っている」ことを意味していて、「耐震強度が 60%」ということではない。 $I_s < 0.3$  は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いことを意味し、 $0.3 \leq I_s < 0.6$  は地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があることを意味する。

は、公共施設の維持管理・修繕・改修などにかかる費用を将来にわたって把握し、建替コストと比較できる仕組みを構築する必要がある。

### 5-1-3.管理・運営の現状

豊中市の施設は、平成 10 年度に策定された「豊中市行財政改革大綱」のなかの「外部活力の導入」の方針を受け、まず施設の管理運営経費の節減を図るために、保育所の一部民営化やごみ収集業務の一部委託等の業務委託の推進が図られた。

さらに、平成 15 年度に指定管理者制度が施行され、市民サービスを提供している施設の多くが指定管理者制度を導入することになった。しかしながら、保育所、幼稚園、ごみ収集などの分野において直営で行っているものも多く、全体の 55%が直営での管理運営が行われている。

### 5-1-4.公共施設の構成と現状

現在、豊中市の公共施設は、施設で約 520 施設、延べ床面積で 107 万㎡（借上住宅を除く）である。

これら施設を、分野別(大分類)に見ると、施設数については、教育文化関連施設、集会・コミュニティ施設、社会福祉等関連施設、公営住宅施設の順となっており、上位 3 施設で施設全体の 79%を占めている。

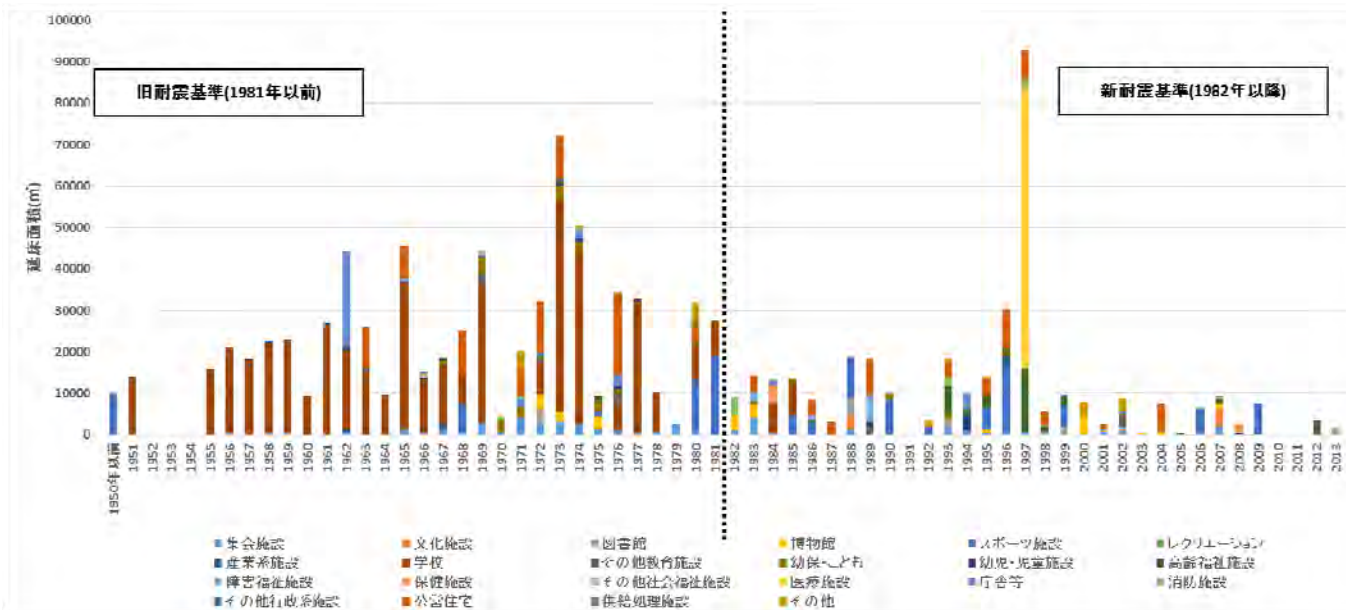
延床面積については、教育文化関連施設、公営住宅施設、社会福祉等関連施設、行政施設の順となっており、上位 3 施設で延床面積全体の 88%を占めている（図表 31）。

教育文化関連施設、社会福祉等関連施設、公営住宅施設は、施設数、延床面積ともに上位に位置している。

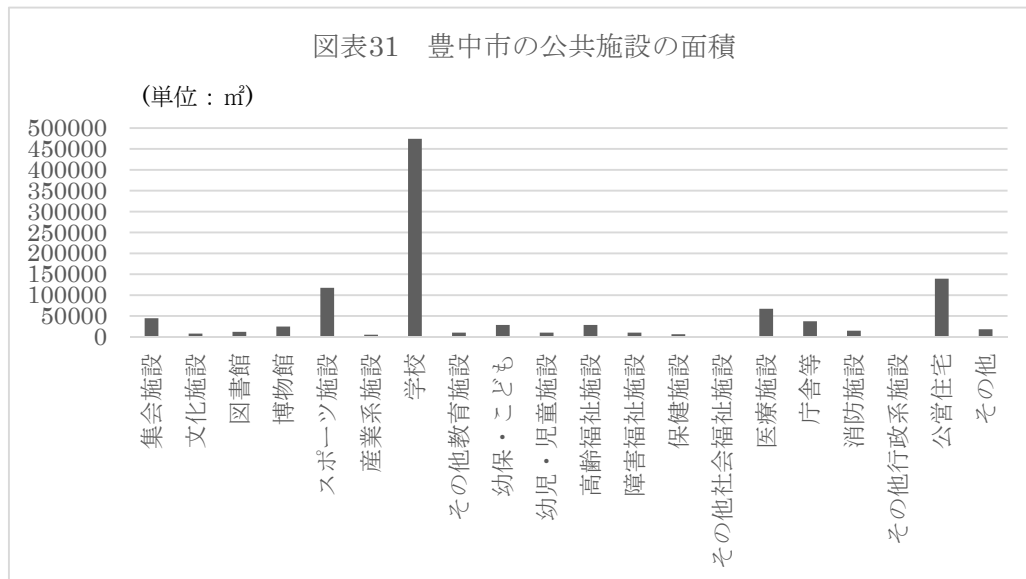
一方、集会・コミュニティ施設については、施設の数が多いが、延床面積は相対的に小さい。



図表 30 築年別公共施設の整備状況



図表31 豊中市の公共施設の面積



5-2.公共施設と財政上の課題

自治体の将来にわたる税収に密接に関連するものは、当該自治体の将来にわたる生産年齢人口の見通しである。このため、人口推計において、高齢人口、若年人口だけでなく、生産年齢人口の推移に留意する必要がある。前述の通り、豊中市税においては、個人市民税収入が約半分を占めており、豊中市の税収入は納税者の増減に大きく左右されることから、今後、地方税収入が落ち込むことが見込まれる。その一方で公共施設の老朽化の問題も解決しなければならない。

各自治体は、公共施設等の更新・改修の方針に基づき、その経費の「ヤマ」を迎える時期及び規模について正確に把握する必要がある。自治体ごとの事情により、公共施設等の集中的な新設時期は異なる。高度経済成長期、平成初期の景気対策の時期、平成 20 年前後の市町村合併の時期などがそれにあたる。それぞれの時期に集中的に新設した公共施設等の更新時期が到来すれば、その財政負担が大きな課題となる。施設更新時期に急増するような財政需要に対し、支障なく対応できる措置を講じなければならない。

豊中市の公共施設の更新・改修の「ヤマ」は、高度経済成長期に建てられた学校等の教育施設（築後 60 年で更新）と阪神淡路大震災以後に建設された豊中病院をはじめとする施設である（築後 30 年で大規模改修、60 年で更新）<sup>25</sup>。

### 5-3.豊中市の公共施設の更新費と大規模改修費の推計方法

豊中市の公共施設の老朽化はどの程度進行しているか。公共施設の建築経過年別整備状況を調べたところ、築 20 年以上の公共施設の延べ床面積は、849,232 m<sup>2</sup>（全公共施設の 79.3%）、大規模改修や更新が必要とされる築 30 年以上の建物の延べ床面積は 741,696 m<sup>2</sup>（全公共施設の 69.3%）となっている。つまり、7 割近くの公共施設では大規模改修や更新が必要な時期を迎えていることを意味する。

公共施設の老朽化が進行していることが分かったが、どのくらいの財政負担になるのか。このことを財団法人自治総合センターが考案した「公共施設及びインフラ資産の更新費用の簡便な推計に関する調査票」という更新費用試算ソフトで試算を行った。このソフトは、現在保有する公共施設を同じ面積で更新すると仮定して「整備年度ごとの延べ床面積×更新単価」で試算をしている。耐用年数は日本建築学会の標準的な耐用年数である 60 年とし、建築後 30 年で建替えると仮定している。なお、建築年数が 31 年以上 50 年までの公共施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。

#### 5-3-1.対象とする公共施設

対象とする公共施設は、学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の普通会計及び病院事業会計に係る建築物、とする。

---

<sup>25</sup>基本的には、①自治体の歳出抑制により確保する財源の基金への積立、②施設の長寿命化による「ヤマ」の繰り延べ、③長寿命化措置を講じた上での更新時期の調整による平準化、④総量縮減、⑤その他のコスト削減(経費削減)等の措置により対応することとなる。いずれの方式をとる場合においても、計画的な財政運営が必要になる。

なお建替えを想定していない文化財は対象外とする。

また、病院については、建築物のみを対象とすることとする。なお、医療機器類については、整備に要する経費は多額であるが、耐用年数も多様であり、分類した上で算定すると複雑になるため対象としない。

### 5-3-2.除外する公共施設

借り上げ等の利用形態により、自治体が更新費用を負担しない施設は対象外とする。

### 5-3-3.大規模改修と更新費用の試算方式について

#### ①基本的な考え方

公共施設の種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から40年度分の更新費用を試算する。具体的には、整備年度ごとの延べ床面積×更新単価、で計算する。

#### ②数量の考え方

公共施設リストより過去60年分の年度ごとの延床面積を用いる。

#### ③公共施設の耐用年数・更新の考え方

公共施設等の建築物については、建替え及び改修のシナリオとして、(i)50年、(ii)60年、(iii)80年で建替えの3パターンで更新費用を試算したところ、±10%の範囲であり、この区別に因る差は大きくないため、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる(ii)60年と採用することとする。

建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備(電気設備、昇降機設備等)及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模回収を行い、その後30年で建て替えると仮定する。

なお、試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定する。

#### ④耐用年数経過の公共施設等の取り扱い

耐用年数が既に経過している公共施設等については、試算した年度から5年間で均等に更新すると仮定する。これは、耐用年数を経過している公共施設等は老朽化しているものと考えられ、更新の必要性は高いものの、本研究の翌年度に一度に更新することは想定されにくく、ある程度計画的に更新していくのが現実的という判断に基づく。

#### ⑤更新単価の設定の考え方

公共施設等の建築物の種類ごとの更新と大規模改修の単価については、公共施設の種類により建築構造等が異なることから、出来る限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる自治体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階に単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計単価を想定して設定している。

なお、大規模改修の単価は、通常建替えの5~6割であるが、本試算では6割と想定し、この想定単価を設定する(図表32)。

公共施設等の建築物の更新単価については、建築コストの地域差が考えられるが、国土交通省の新営予算単価による地域別工事費指数では、東京を100とした地域別の差は概ね±10の範囲であるため、更新単価において地域差は考慮しないこととする。

また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものと仮定する。

価格は調査実績値及び各自治体設定単価による。

大規模改修単価は建替え単価の約60%相当とする。

図表 32 公共施設の建替え、大規模回収時の単価設定

【建替え】

市民文化系施設	市民会館、コミュニティセンター、公民館	40万円/㎡(解体費含む)
社会教育系施設	図書館、博物館、美術館	40万円/㎡(解体・グラウンド整備費含む)
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、武道館、プール	36万円/㎡(解体費含む)
産業系施設	労働会館、産業振興センター	40万円/㎡(解体費含む)
学校教育系施設	小学校、中学校	33万円/㎡(解体・グラウンド整備費含む)
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	33万円/㎡(解体費含む)
保健福祉施設	老人福祉センター、保健所	36万円/㎡(解体費含む)
医療施設	市民病院	40万円/㎡(解体費含む)
行政系施設	市庁舎、支所、消防署	40万円/㎡(解体費含む)
公園住宅		28万円/㎡(解体費含む)
公園		33万円/㎡(解体費含む)
供給処理施設	ゴミ処理場、浄化センター	36万円/㎡(解体費含む)
その他	駐車場、卸売市場	36万円/㎡(解体費含む)

## 【大規模改修】

市民文化系施設	市民会館、コミュニティセンター、公民館	25 万円/㎡(バリアフリー対応等改修含む)
社会教育系施設	図書館、博物館、美術館	25 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、武道館、プール	20 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
産業系施設	労働会館、産業振興センター	25 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
学校教育系施設	小学校、中学校	17 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	17 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
保健福祉施設	老人福祉センター、保健所	20 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
医療施設	市民病院	25 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
行政系施設	市庁舎、支所、消防署	25 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
公園住宅		17 万円/㎡(バリアフリー対応等改修含む)
公園		17 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
供給処理施設	ゴミ処理場、浄化センター	20 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)
その他	駐車場、卸売市場	20 万円/㎡ (バリアフリー対応等改修含む)

また、試算に当たっては、平成 20 年度から平成 24 年度の「豊中市各経済歳入歳出決算書」の公共施設に関する各科目の節に記載されている「工事請負等」と「公有財産購入費（建物購入費のみ、土地購入費は除く）」の金額を豊中市における公共施設の投資的経費と設定した。

### 5-4.シミュレーションの結果

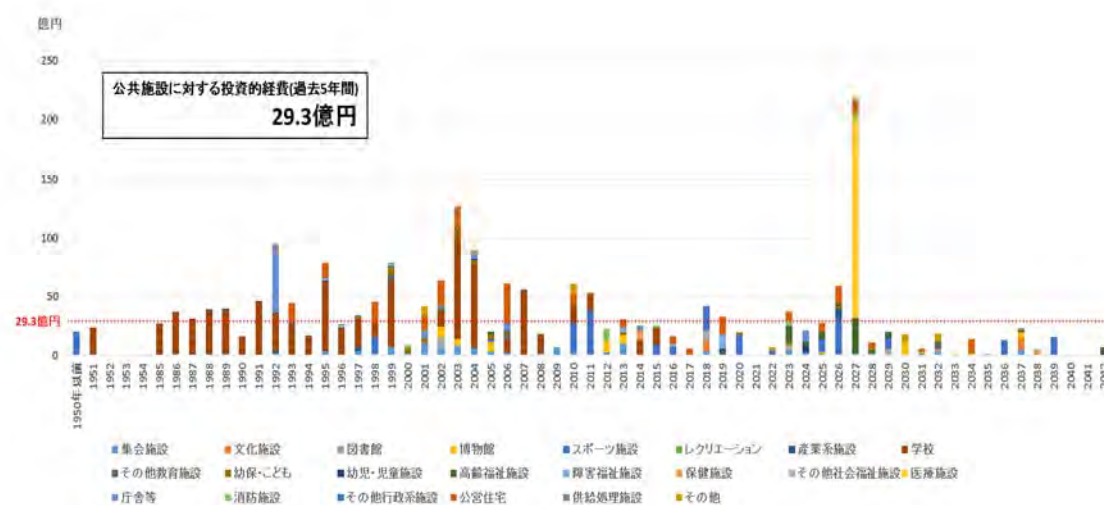
この 5 年間の豊中市の公共施設に対する投資的経費は平均 29.3 億円（最大時平成 24 年度 57.8 億円、最少時 13.9 億円）である。全公共施設を更新・大規模改修すると仮定した場合、どの程度の費用が掛かるのかを示したのが図表 33～35 である。2015 年から 2055 年までの 40 年間に必要な費用は総額 4,494 億円、これを 1 年あたりに換算すると毎年 112.35 億円の予算が必要になる。しかし、前述したとおり、豊中市が公共施設に投資している金額は直近の 5 年間の平均で 29.3 億円であるため、必要予算額の 1/4 程度しかならず、現在豊中市が保有している公共施設を維持するとするならば、執行している予算の約 4 倍必要になってくる。

特に更新費用のピークを迎える、2015 年から 2029 年まで続く学校の大規模改修、2027 年の豊中病院の大規模改修、2033 年と 2034 年の学校の更新、2057 年の豊中病院の更新、などのヤマをその年度だけで乗り切ることは難しく、複数年度にわたっての長期的な解決

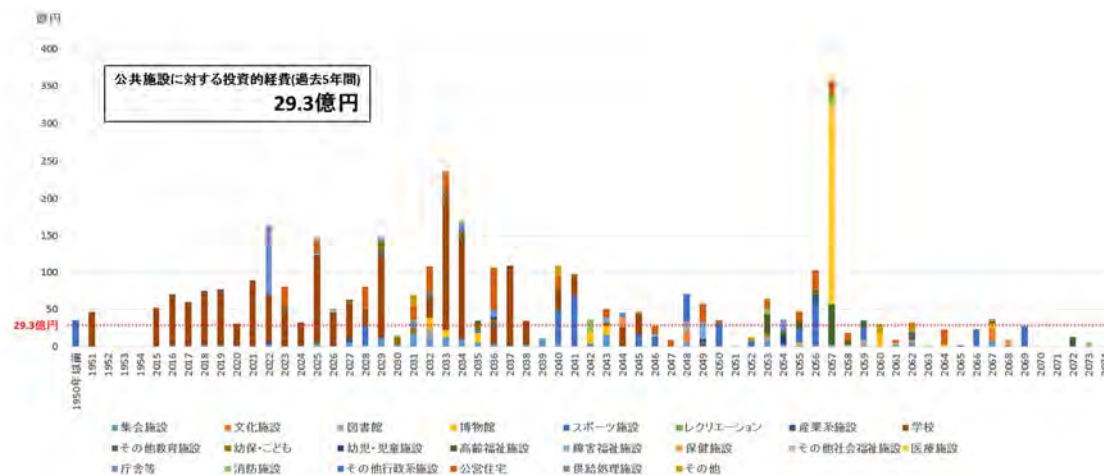
が必要となる。

そして、この更新費用資産ソフトが対象としているのは、再配置対象施設のデータだけで、道路などのインフラ系の更新や改修が含まれていないこと、人口減少に伴う財政規模の縮小により公共施設に対する投資的経費の縮小が想定されることなど、実際の更新や改修に当たっては4倍以上の金額が必要になることも想定できる。

図表 33 公共施設の大規模改修の費用の試算



図表 34 公共施設の更新の費用の試算



図表 35 公共施設の大規模改修と更新費用の合計額



※30年以上の建物の大規模改修は10年間でならすものとする。また、30年以上の建物から学校は除く<sup>26</sup>。

## 5-5. 試算した公共施設を更新した場合の財政への影響

続いて将来の更新・大規模改修に要するコストは、豊中市の財政規模からみて、どの程度の負担になるかを検討する。更新・改修に要するコストは、主に投資的経費や維持補修費で負担する。その財源の一部として、国や府から一定の補助金を受けるほか、市債を発行する。一般的に公共施設は長期にわたって利用することから、単年度で負担するよりも、市債を発行することによって世代間公平を保つ必要があるからである。

### 5-5-1. 試算条件

#### ① 補助率

公共施設によって補助の内容は異なるが、本研究では、あくまで概算費用の試算を目的としているため、更新に要する費用に対する補助率は、草津市の報告書をもとに設定した

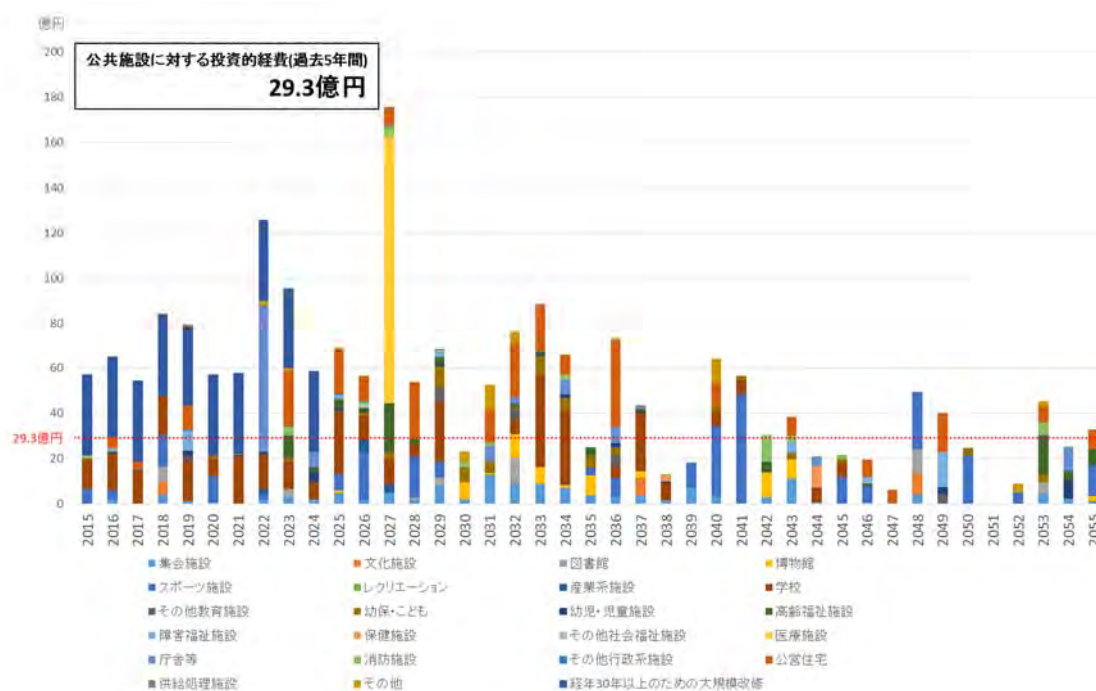
<sup>26</sup> 今回の試算で学校を除いたのは、学校の耐震化工事を行っていることによって、施設の寿命が伸びているため、試算が難しく、図表 36 には含まなかった。仮に学校も試算に含むと大規模改修と更新で 2300 億円ほどの上乗せ、合計 6700 億円ほどかかる計算になる。

(図表 36) 27。

図表 36 施設ごとの補助率の設定

施設	補助の内容
市民センター	国庫補助負担金なし
保育園	国庫補助負担金なし
児童クラブ	老朽化の大規模改修は補助金なし 更新については補助率 1/3
市営住宅	改修・更新ともに 50%
幼・小・中学校	改修・更新ともに補助率 1/3
消防署、分団詰所	改修・更新ともに国庫補助負担なし

図表 37 補助金が出た場合の豊中市の負担



### 5-5-2 市債

更新に要する費用に対し、次の条件により、市債を充当すると想定する

27草津市「公共施設白書」



### 【金利・借入期間等】

市債調達に関する金利条件は、最近の実績を踏まえて、以下の借り入れ条件とする。

年利：1.8%	借入期間：20年	据置期間：なし	償還：元利均等
---------	----------	---------	---------

なお、市債については、充当率の高い合併特例債などがあるが、75%、50%、25%の3つのケース設定で行う。

### 5-5-3.地方債を発行した場合の試算

現在、保有している公共施設を全て更新・改修した場合の費用（平成26年度～66年度）の合計は、4494億円（年平均112億円）となった。この金額は、平成24年度豊中市が公共施設の改修・更新に投じた金額（約57億円）よりも大きい<sup>28</sup>。実際の改修・更新に当たっては、国や大阪府から一部補助金を受けることになる。学校は1/3補助、市営住宅は半分補助と仮定<sup>29</sup>した場合、豊中市の持ち出しは2822億円（年70億円）である。現行制度上、施設の改修に対する起債は認められていないため、施設の更新にのみ起債した場合、どれくらいの起債額になるのかを計算した（図表38,39）。起債充当率75%で計算した結果、40年間で1320億円（年平均33億円）、一般財源からの支出が1502億円（年平均37億円）、起債充当率25%で計算した結果、地方債発行額440億円（年平均11億円）、一般財源からの支出1062億円（年平均60億円）という結果となった。年平均60億円という金額は、平成27年度の豊中市の投資的経費（施設・土木インフラ含む）の一般財源からの支出52億円よりも多い。年平均60億円の中には、土木インフラに対する支出は含まれていないため、土木インフラ分の支出も見込むとなると、今後福祉関連予算を積み増さなければならないことを考えると、豊中市の財政負担はより重くなるであろう（図表40）。

<sup>28</sup>平成24年度版「大阪府豊中市各経済歳入歳出決算書各経済歳入歳出決算事項別明細書」から工事請負費を足し合わせて算出。

<sup>29</sup>前掲草津市報告書

図表 38 施設の更新・改修にかかるコストの試算

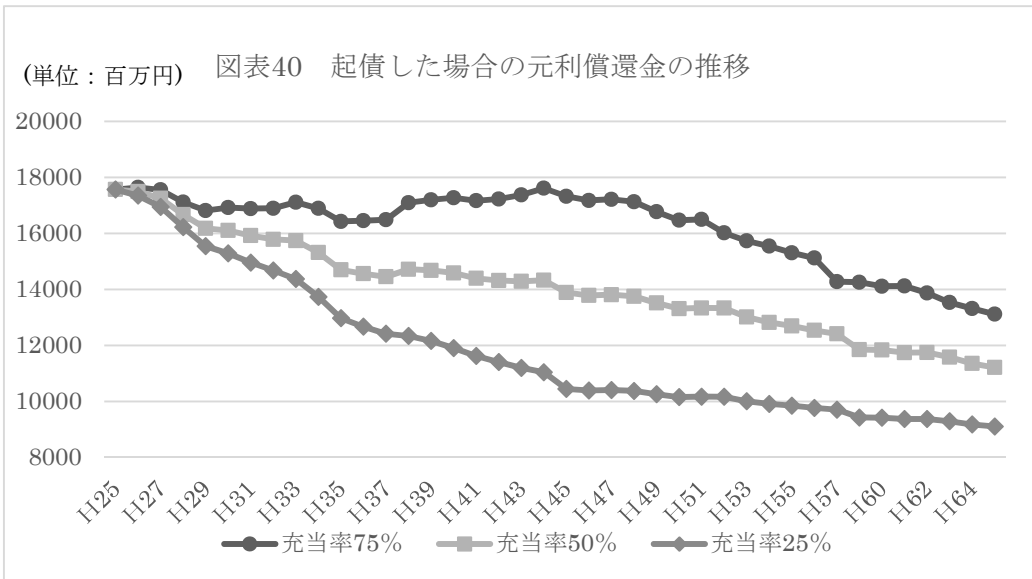
	地方債発行額	一般財源支出 (更新費のみ) (補助金除く)	一般財源支出 (改修費のみ) (補助金除く)
起債充当率 75%	1320 億円 (33 億円)	440 億円 (11 億円)	1062 億円 (27 億円)
起債充当率 50%	880 億円 (22 億円)	960 億円 (24 億円)	1062 億円 (27 億円)
起債充当率 25%	440 億円 (11 億円)	1320 億円 (33 億円)	1062 億円 (27 億円)

( ) 内の数字は 1 年あたりの金額

図表 39 起債充当率の違いによる起債発行総額の見込み

	40 年間の起債発行総額
起債充当率 75%	6485 億円 (162 億円)
起債充当率 50%	5625 億円 (140 億円)
起債充当率 25%	440 億円 (118 億円)

( ) 内の数字は 1 年あたりの金額



ただし、起債充当比率が高いということは、将来の負担が重くなり、比率が小さいということは将来の負担が軽くなることを意味する。平成26年度～66年度までの40年間で3つの起債充当率のパターンを使って公債費の規模を試算した。臨時財政対策債については、平成24年度の70億円、土木インフラに対する起債については30億円を前提とする。試算の結果は図表の通りである。平成24年度決算の公債費支出は139億円であったことから、現状の水準を維持しようとするれば、起債制限比率50%程度が妥当な水準である。しかし、近年の扶助費の伸び方を考えると、公債費の伸びを抑制しなければ経常収支比率が高まると考えられる。しかし、その一方で当該年度の投資的経費の支出もまた低く抑えなければならぬため、両方のバランスをうまくとる必要がある。

### 5-6.本章のまとめ

以上の試算により、今後豊中市が現在保有する公共施設をすべて更新・改修とした場合、現在公共施設の更新・改修に使っている予算の4倍近くの金額を使わなければならないことがわかった。前章の人口問題と同様、公共施設の老朽化に伴う財政的負担は非常に深刻な問題であり、早急に何らかの解決策を考える必要がある。つまり、公共施設再配置計画を策定し、どのように公共施設を整備して市民に公共サービスを提供していくかを検討していかなければならない。

その際、考えられる手法の一つが、公共施設の更新時期を平準化、つまり、施設の更新期をずらして更新の集中を避けることである。施設の更新時期を延ばすためには、適切な施設保全による長寿命化で対応し、更新期を早める場合には、更新期を迎えた他の公共施

設の建替えに合わせて複合化することが必要になる。

これまで多くの公共施設は、一つの施設に一つの機能を持たせて別々に整備されてきたが、複合化することによって、玄関やトイレなどの共有スペースを削減することができ、施設間の連携が図られることで新たな市民サービスの提供も期待できる。

複合化以外にも、公共施設サービスの適正化も検討していかなければならない。平成 24 年度決算において、豊中市は公共施設に対して投資的経費以外に約 130 億円の予算を投じている（報酬・給料・職員手当等、共済費 90 億円、光熱費等を含む需用費、施設の総合管理委託料等を含む委託費 40 億円）。施設の量を見直すことで、こうした費用の削減も可能である。将来の人口構成や社会情勢、施設の利用状況などを総合的に考え、将来にわたって必要な施設なのか、効果的・効率的にサービスを提供するにはどうしたらいいのかなど、個々の施設のより詳細な調査・分析に基づいて検証を行う必要がある。

## 6.終わりに

### 6-1.市税収入と扶助費の問題

第3章では、人口の構成の変化によってどの程度個人市民税収入が変化するかについてみていった。楽観パターンにおいても、ある程度市税収入は伸びるが、人口の高齢化等の要因によって市税収入が落ち込むことが懸念されることがわかった。そして、少子化によって子どもが減り、子ども手当に代表される児童福祉費は減少するが、それ以上に老人医療費や介護保険等の繰出金が増え、また生活保護費も増加した場合、財政の硬直化が進むことがわかった。そして、楽観パターンと悲観パターンの両方で、個人市民税収入よりも生活保護費のほうが上回っており、豊中市の経営を圧迫することがわかった。

もちろん今回の調査研究の試算は推計であり、経済動向や制度変更によって大きく変わることも考えられる。重要なのは長期的な目で自治体経営を考えることである。人口推計や歳入や歳出の財政のデータを議論の基礎に据えて、ソフトの福祉面からハードの投資的事業に至るまで、総合的に重要課題を検討することが必要になる。市町村の総合計画の策定の義務はなくなったが、扶助費等の増加が見込まれるなかで自治体が持続可能な経営をしていくには、長期的な目で自治体経営を考えるための総合計画の策定が求められよう。

### 6-2.公共施設の問題

第5章でみてきたよう、公共施設の課題は、その維持・更新のための財源が決定的に不足していることであり、今後の公共施設の運営のあり方を考えるうえで、量の改革と質の改革を同時に行う必要がある。

今後、人口の減少が進展することから、公共施設の新規整備を抑制したとしても、公共施設やそのスペースには余剰が生じる。厳しい財政事情を考えると、今後は公共施設の統合を通じて、公共施設の量の縮減を進める必要がある。公共施設数やスペースの見直しを行い、無駄な施設やスペースの廃止、人口や財政の規模に見合った最適な施設のボリュームの調整といった公共施設の「量」の改革が必要になる。

量の改革に当たっては、以下の3点に留意しながら改革を進める必要がある。

第1は、現在すでに余剰になっている施設やスペースの改革であり、使われていない施設、利用率が低い施設の現状や課題を分析し、真に必要な施設を精査することである。また、国や近隣の自治体が所有する公共施設と重複するものや、民間と競合している施設についても、行政として保有し続けるべきかを検討する必要がある。利用率の低い施設のなかにはそもそも社会的ニーズが十分に存在しないものや社会的役割がすでに終了したものがあり、こうした施設は廃止や統合を進める必要がある。

第 2 は、将来的な需要予測に基づく量の改革である。人口の動向や少子高齢化の進展によって、公共施設の量や種類を変更していく必要となる。こうした変化に適切に対応できない場合、無駄な施設が残る一方で、必要な施設が確保できないというミスマッチが大きくなる。公共施設の転用や廃止には長い時間と年月が必要なため、将来に備えた早期の検討と計画性のある財源の確保や再配置を進めていく必要がある。

第 3 には、中長期の財政の見通しに立った公共施設の量の改革である。行財政運営から適正量に調整したとしても、公共施設の整備や管理・運営に充てることのできる財源は限られている。人口減少によって豊中市に入ってくる税収入は減少することが考えられる中で、持続的で健全な財政を維持するための事業の見直し、人件費の削減などの行財政改革が進められている。この行財政改革の対象には公共施設も含まれ、今後の財政状況に見合った公共施設の量に圧縮していく必要がある。先進的な自治体においては、利用状況や財政状況から具体的な削減目標を掲げることや、不要と判断した公有財産の売却を行っている。

次に公共施設の質の改革が求められる。質の改革には状态的側面と機能的側面の 2 つの面から改革を進める必要がある。

状況的側面では、公共施設の老朽化への対応があげられる。老朽化は公共施設の質を低下させる主要な要因の一つであり、公共施設の保全行為が大きな効果をもたらす。具体的には、質の保全を目的にしたマネジメント面での改革を推進し、公共施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、公共施設の質を保全し、施設の長寿命化を図る必要がある。公共施設はコンクリートなどの躯体以外に、空調設備や給排水設備、エレベーターなどの多種多様な設備・備品で構成されている。それらの耐久性はすべて異なるため、施設の一元的管理を行い、現状把握や将来的な更新計画を立案し、施設・設備の総合的なマネジメントを行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組む必要がある。

機能的側面においては、住民のライフサイクル、サービスニーズに対応できる公共施設の改革を推進する必要がある。施設の現状と課題を客観的に把握し、住民の視点に立った質の改革を進めていく必要があり、住民のニーズ等を把握することが求められる。市民の意向、ニーズを把握するためには、公共施設の管理・運営や評価に住民参加や企業参加の拡充を図る必要がある。住民や民間企業が持っている視点やノウハウ、人材、資金などを最大限に活用した公共施設の改革を進めることで、より実効性の高い成果を実現することが期待できる。

住民ニーズを把握する一方で、住民の負担の適正化も進めていく必要がある。公共施設の多くは有料であったとしても利用料のみで運営できる施設は少なく、管理・運営にかかる経費を利用者だけでなく、広く市民が支払っているのが一般的である。こうした利用実

態を見ると、結果的に特定の地域住民や団体だけが利用し、利用面での格差が生じる。公共施設のマネジメントを通じてコスト状況を検証し、施設の利用状況やコストにかかる地域間、世代間、利用者と非利用者負担格差を軽減させ、市民誰もが等しい条件で施設を利用できる環境を整備することが求められる。

このようなマネジメントをするためにも、一元的な公共施設の管理運営を行うための部署を設け、「公共施設管理計画」を策定して、長期的な視点で公共施設の管理運営を行う必要がある。

### **6-3.積み残された課題**

今回の研究では、第 5 章で公共施設の更新にかかる費用を算出してみたが、道路や上下水道等のインフラの分析を行わなかった。来年度の研究ではインフラを含めた分析を行う予定である。

第 5 章ですべての公共施設を更新することは難しいことを指摘したが、今回の研究ではどの公共施設を統廃合の対象にすべきかまで踏み込まなかった。それを行うには、地域ごとの配置状況、利用状況、公共施設にかかる人件費等の費用、建物の老朽化度を具体的に検討していかなければならない。来年度の調査研究では、地域ごとの配置状況、利用状況、公共施設にかかる人件費等の費用、建物の老朽化度を示した資料を作成し、将来豊中市が公共施設の統廃合に関する議論を進める際に役立つ報告書を作成する予定である。

## 謝辞

本研究を進めるにあたって、多くの方々にご協力とご指導いただきました。ここに感謝の意を表します。

本研究にあたって、個人市民税の調定額の情報をくださった税務センターの担当者、その情報の加工をされた情報政策課の担当者、公共施設の情報をくださったファシリティマネジメントチームの担当者、豊中市の財政構造に係る担当者連絡会議にご参加いただいた皆様にお礼申し上げます。

また、とよなか都市創造研究所運営委員会委員の皆様からアドバイスを頂戴しました。心よりお礼申し上げます。

最後に、この研究を支えてくれた助手の比嘉康則さん、中本真太郎さん、桑野徹也さんをはじめ、とよなか都市創造研究所のみなさんに感謝申し上げます。



## 参考文献

- ・ 一條義治（2013）『これからの総合計画』イマジン出版
- ・ 宇野正哲（2013）『人口減少下のインフラ整備』東京大学出版会
- ・ 小笠原泰、渡辺智之（2012）『2050年老人大国の現実』東洋経済新報社
- ・ 公益財団法人日本都市センター編（2014）『都市自治体におけるファシリティ』マネジメントの展望』、公益財団法人日本都市センター
- ・ 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会編『公共ファシリティマネジメント戦略』ぎょうせい
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所（2006）日本の将来推計人口（平成18年度12月推計）
- ・ 小松幸夫監修（2014）『公共施設マネジメントハンドブック』日刊建設通信新聞社
- ・ 千野雅人（2009）「人口減少社会『元年』は」『統計 Today』No. 8
- ・ とよなか都市創造研究所（2014）『少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅱ－人口移動要因と将来における行政課題の把握－』
- ・ とよなか都市創造研究所（2013）『少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究Ⅰ－住民基本台帳の異動情報からみた人口移動－』
- ・ 南学（2015）「公共施設マネジメント」『地方財務 2015年2月号』

## 参考資料

- ・ 草津市「公共施設白書」
- ・ 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
- ・ 厚生労働省「労働経済白書」
- ・ 厚生労働省「介護保険事業状況調査」
- ・ 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護の動向（速報）平成23年3月分」
- ・ 国勢調査データ
- ・ 国税庁「民間給与実態統計調査」
- ・ 社会保障審議会「年金部会資料（2009年財政検証結果）」
- ・ 総務省「地方財政白書」
- ・ 総務省統計局（2011）「国勢調査確定値」
- ・ 総務省（2012）「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」
- ・ 豊中市「各年度大阪府豊中市各経済歳入歳出決算書各経済歳入歳出決算事項別明細書」
- ・ 豊中市（1998）「豊中市行政改革大綱」
- ・ 豊中市（2007）「新・豊中市行政改革大綱」

- ・豊中市（2011）「豊中市市有施設有効活用計画」
- ・豊中市（2014）「豊中市国民健康保険事業安定化計画（素案）」
- ・豊中市「第 5 期（平成 24 年度～26 年度）豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
- ・豊中市（2014）「平成 26 年度市税概要」
- ・秦野市「秦野市公共施設白書」
- ・藤沢市「藤沢市公共施設マネジメント白書」

---

豊中市の財政構造に関する調査研究

No.15-01

平成27(2015)年3月

500円

編集・発行 とよなか都市創造研究所

〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚3丁目1番28号(市役所別館3階)

TEL : 06-6858-8811

FAX : 06-6858-8801

URL : <http://www.tcct.zaq.ne.jp/tium>

E-mail : [tium@tcct.zaq.ne.jp](mailto:tium@tcct.zaq.ne.jp)

---

